

補佐するといいますか、事務的にそれを処理するかぬではないかと思うのです。特に新しい労働組合ができる資格審査をする、これは委員がやる仕事ですけれども、ほんとうの仕事はほとんど事務的には職員がやる。そういうことになりますから、当然委員の増員もけつこうですが、職員の増員についても行政指導をするというものが、これは府県ですのでしょうけれども、労働省のほうとしては行政指導をするといふうに考えることはできませんか。

■ する仕事ですか、特に重ねて言いますが、この際、事務職員の問題について十分お考え願いたい、こう思います。

そこで、不当労働行為の件数がふえてきた。そういうことで、不当労働行為の事件などに関連する審査や審問のあり方について、この際、検討するというお考えはありませんか。

○政府委員(三治重信君) このやり方につきましては、中労委がいろいろ規則制定権を持っておりまして、そういう委員会の運営の問題につきましては、それぞれ検討されて、改善されて今日まで

問題やこの委員会のあり方の問題について多年研究していただきしております、改善方についての意見が近く発表されるようなことにもなろうかと思います。そういうものを利用いたしまして、こういう改善について労働省といたしましても努力をしていく必要があるというふうに考えておりまつてきているといふふうに考え方らるります。

益委員の中、特に弁護士の仕事を持つておられるところの委員の方、それから、その弁護士の仕事を持つておる委員が民間の会社との関係がどうであるのかということをあわせてお願ひしたいと思いますが、同時に、現在の委員だけではなくして、せめて前の委員ぐらいの関係も、この際、資料等で出してもらいたいと思う。ということは、本来純正な立場であるはずの公益委員が、現に会社の顧問弁護士をしておるというふうな事情を私たちには知つておるわけです。また、委員であるときにはそういう職でなかつたけれども、解任後には会

が足らなかつたかと思ひますが、この地方の労働委員会の事務局の職員につきましては地方当局にまかされておるわけでございまして、特別に地方当局、あるいは労働委員会関係の場において事務局職員が非常に不足しているという声は、私たちちはまだあまり聞いておりません。当然地方によっては、ふえたところは事務定員もふえていくようになります。

○佐野芳雄君 各府県のほうでは、府県の事務職員を労働委員会の事務局に使つてゐるのですから、労働省に対してもそういう要求が大きく出てくることはないと思います。したがつて、これは労働省のほうで行政指導をするという立場で調査をしておられる方の意見をうなづいておるわけですが、この点は、

至つておりますが、先生の御指摘のように、今日においても、なお不當労働行為事件の処理について非常に長時間かかり過ぎるという声は非常に多いわけでござります。今回の東京、大阪のこの委員の増加要求の原因も、この不當労働行為事件の処理ということが、調停、あっせんの作業より以上に、こちらのほうの関係の業務量の増といふことで要望されてきている次第でございます。

なお、この不當労働行為事件の審査のやり方については、今まで中労委でいろいろ規則の制定の部面を改定し、相当改善されてきておりますが、なおまだこの事件の処理のやり方があまりにも、何と申しますか、当事者審問主義になつて

が、労働者の自覚が高まってきて不当労働行為事件がふえたということは、裏返して見ますと、使用者側の反動化的な傾向ないしは労使問題に対する逆コースの考え方が作用してふえてきておるというふうにも思えるわけです。そういうことが結果的には公益委員、あるいは労働委員会の運営上に問題点がいろいろ出てきている。いま局長のいわれるよう、相当時間が長くかかる、日数がかかるというふうな事態が生まれてきておる。この際、不当労働行為事件は公益委員が主として担当するですから、公益委員の各県における実情、あるいはその職業等の状態をちょっと知らしでもりたい。

くさん私たちには承知しておるわけです。本来の公益委員としての立場がそういうことではゆがめられる場合が出てまいりますので、もしさういうになりますと、それから公益委員として不適格な要素が生まれるわけですから、この際、不当労働行為事件の処理について不公正な事態が生じはないんだということをはっきりするためにも、この際、公益委員のうち、特に弁護士の方々の現在の民間の会社との関係、あるいは前の委員がやめてから会社の顧問弁護士をつとめておるというものについて、ひとつ早急に調査した資料を出してもらいたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(三治重信君) その点につきまして、今後地方の労政当局とも十分連絡して、援助をする必要があると認めるならば、適当な行政指導、援助をしたいというふうに考えます。

○佐野芳雄君 そこで、最近不当労働行為の件数がだんだんふえてきているのですが、労使間の争議、あるいは紛争の調停であっせんなどは、委員の仕事として、その件数がふえてきて忙しくなっているということはよくわかるのです。そういう調停ないしあっせんなどは時間的にきめられた範

おで、もう少し職格検査的にいつても、現在事件の処理について迅速ということを考えると、そういうことも必要ではないかと思いますが、なかなか労使それぞれ関係者からいろいろ審問の手続について注文が出る、その上、さらに弁護士までつけて争う、こういうことになりますと、どうしても裁判所みたいに長くならざるを得ない。これは労使双方が相当こういう問題について簡潔に、また、合理的に迅速にやることについて、いま少し労働委員会自身で中労委の場や全国労働委員会連絡協議会なんかでも検討をして、改善方を検討していくいただくことが必要ではないかと思います。さらに労働省といたしましては、十三人の労働関係の専門家にお願いして、こういう技術上の処理の

○政府委員(三治重信君) 公益委員の職業別のは、四十年の調査におきましては、弁護士の方が九十三名で三七%、大学教授、講師の方が七六名で三〇・三%、非営利団体の役員の方が二十人で八・六%、こういう方々がおもなところでござります。その他計理士とか医者とか無職の方というのが少しあるという現状であります。

○佐野芳雄君 そうすると、弁護士あるいは大学教授等が現在六七%を占めておるというふうに言われるのでですが、そうすると、公益委員の大半は弁護士あるいは大学教授ということになると思うのですが、これはきょう採決しようというので、資料はあとになると思ひますが、早急にひとつ資料をいただきたいと思うのです。それは現在の公

○佐野芳雄君 これは運営上非常に大事な問題でして、現在は会社の顧問弁護士はしていないんだというふうな公正な立場での公益委員の方がおそらく相当多いと思うのですけれども、それにしても、やはり会社側についておる弁護士は、やはり知り合いが多いわけですから、そういうことで、公益委員としての立場としては非常に公正な行動なり参与をされておっても、自分の最もじつりいたします。

となりますと、多少そこに、人間ですから、情においてそう公正な態度をとれないことも起こつてくるわけであります。そういうことが当事者側からいうと、いわゆる審問の不信の問題が起つてまいりますから、私は決して弁護士がいかぬといふわけではないのですが、いまおっしゃつた弁護士が非常に多いということについては、この際、再検討してもらいたいと思います。

そこで、資料は、おっしゃるとおり、多少調査に時間はかかると思いますが、早急にひとつ出してもらいたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 私たちも、ままそういうことを聞いたこともあります、が、数はそう多くはないと思います。まあ私は、いずれにしても、この労働委員会の公益委員は、任命のときにはあたりましては、当局が労使双方に名簿を提示して、同意を得て任命されている公益委員でござりますので、たまたまそういうこともあったようになりますが、私たちも知つてはおりますけれども、先生のおっしゃるように、弁護士の方でも、その事件の処理については公平无私で事件の処理に当たつていただいているものと信じております。そういう問題点につきまして、できるだけの調査をしてみたいたいと思います。

○佐野英雄君 そこで、公益委員の選任の問題なんですが、今日は知事が公益委員としてふさわしい人を選考して、それを労使の委員の同意を得るという形式をとっておるので、それはそれとしていいと思うのですけれども、先ほどいいましたように、ともすれば現在か、あるいは将来にか、資本家と因縁のつくような状態を内包いたしております弁護士の問題を考えると、やはりいろいろな問題点があると思います。そこで、この際、労働大臣にお聞きをいたしたいのですが、

〔委員長退席、理事鹿島俊雄君着席〕

でひとつ局長のほうから資料として出してもらいたいと思うのですが、もしどんなにいい人を選ばうと考えましても、やはり犠牲的にやるという気持ちになつておつても、実際に手当が低い、給与が低いということになりますと、なかなかいい人を得ることも困難だと思います。したがつて、そういう点についての将来の待遇の問題について、各府県に対して行政的な指導というか、協力を求めるというような考え方の際お持ちであるのか。あわせて、職員の問題についてもお聞きしたいのですけれども、現在各府県における知事部局の者が労働委員会の事務局におけるわけですから、やはり相当の練熟した経験を持つことが必要なんですかねども、単なるこれは事務的な処理ではなくに、労働問題は、本来人間関係ですから、やはり相当の練熟した経験を持つことが必要なんですかねども、同時に、公正な立場で問題を処理しなければならないのですけれども、あまり両者に協力するような姿を仕事の上で見せると、次の転任のときに冷遇されるということがありますから、当然労働委員会の事務職員も短期間の身分保障しかないからいうと、やはり出世したいのですけれども、労働委員会に長くおるとそういうふうな道が閉ざされるというふうなことになりますから、当然労働委員会の事務職員の待遇の問題、あるいはその労働委員会事務職員の待遇の問題、あるいはその配置についてどうお考えになつておるのか、お聞きしておきたいと思います。

員会の委員の方の勤務の質なり量なりから見まして妥当かどうか、あるいは他の行政委員会の機関と比べまして、はたして妥当かどうかといふうな問題がございます。まあ私どもの見るところでは、どうも労働委員会の仕事というものは、質の面からも量の面からも、相当重要な仕事でございまますので、むしろ検討をひとつお願いしたいと、こういうことで、実は私から人事院の総裁に向かいまして、ぜひこの件をひとつ再検討してほしいと、こういう趣旨の申し入れを昨年来いたしております。

なお、地方労働委員会の委員の手当につきましては、都道府県が独自の立場できめておるところでございまして、都道府県によりまして、これはおそらく仕事の繁閑等を考慮し、あるいはその地方自治体の財政力にもよることと思いますが、相当まあ開きがあるようであります。たとえば東京都におきましては、会長は月額が九万円、会長代理が七万五千円、一般の公益委員がやはり七万五千円、それから労使の委員が七万円。それから大阪府におきましては、会長が七万円、会長代理が六万五千円、公益委員が五万七千円、労使の委員が四万五千円。まあ低いところでは、山梨県が、会長が二万六千円、会長代理が二万一千円、公益委員が二万一千円、労使の委員が一万八千円、まあこういうようで、大体まあ必ずしも統一されていない。先ほど申しますとおり、仕事の繁閑なり、あるいは府県の財政力なりによって差があるようでございます。まあこれらにつきましても、もちろん各地方自治体における同じような委員会等の委員の手当と勘案してこう大体きまっておるものと私ども了解しておるわけですが、もちろんこれらについても、仕事の重要性にかんがみまして、逐次改善されることが望ましいと思っております。

なお、事務局の職員の問題でございますが、これにつきましても、お示しのとおり、いろいろ問題があろうと思います。しかし、その職務が非常にまわります。

に専門的な知識を要し、あるいは、また、きわめて複雑な人間関係についての仕事、まあ、こういうことでござりますから、そういう点も十分考慮をして、給与もできるだけ改善していただきたいし、あるいは、また、昇進等につきましても十分配慮をいたしてもらいたいと思いますが、こういう仕事は、必ずしも異動による昇進と申しますか、そういうことよりも、同じ仕事になるべく長く従事したい、その間、給与等は十分改善してもらうと、こういった方向で善処していただきのが望ましいのではないかと、かように私は考えております。

○**佐野芳雄君** いま大臣から東京、大阪等の例を言われたのですが、それはそれでわかるのです。が、一体東京九万円ですか、そういうふうな場合に、その東京の教育委員、人事委員の給与は一体それと比較してどうなんですか、それはわかりますか。

○**政府委員(三治重信君)** 他の地方の県におけるそういう教育委員会の委員とか、そういう問題については、いま調べた資料は持っております。

○**佐野芳雄君** そうすると、それは早急に調査して、資料として出してもらいたいと思います。

それから、この際申し上げたいのですが、すでに御承知のように、特に労政局長は御承知ですが、教育委員、人事委員は昼に仕事をちょっとやる。労働委員の場合はその争議の調停をやつたりあつせんをいたしましたり、紛争に介入いたしますと徹夜にまでなるので、そういう点で教育委員、人事委員よりも仕事の面で非常に多忙な激務を背負わされているわけですから、そういう点も配慮していただきたいと思うのですが、とりあえづ、ひとつ早急に各県における教育委員、人事委員の比較の資料を出してもらいたい。

○**森鷗治君** いま佐野委員が質問しました後段の、他の委員会との報酬の格差の問題ですが、まあ大臣は何か他の委員会と勘案されてきめられるものと思うがという答弁を言われて、いまのお答えで局長の話だと、教育委員とか人事委員等の関

申し上げますと、教育委員会との報酬の差は各県とも著しいわけです。いま佐野委員も、深夜にわたくしの取扱いの問題も言及されましたが、一つだけ申し上げますと、教育委員会との報酬の差は各県とも著しいわけです。いま佐野委員も、深夜にわたくしの本業が忙しいので、きょうの審理はあしたにしてくれ、あさってにしてくれということがしばしば見受けられるわけです。そこは、私はそういうのはやはり義務的な立場でおやりでしようから、報酬をもつて目的としているということは私は信じたいと思うのですが、やはり他の同種の、いま申し上げたように、教育委員などの報酬との格差ということがあると、あたかも労働委員が教育委員などと区別されたような、まあ金でその人間の真価を問うるのはおかしいのですけれども、責任の度合いか何とか云々ということは、教育委員よりもどうしても労働委員が低い報酬に格づけされていることは事実であります。したがって、いま局長の話だと、資料が持ち合わせて、教育委員よりもどうしても労働委員が低い報酬に格づけされていることは事実であります。が、もし資料を出されて、明らかに他の委員会、いま申し上げた教育委員等との報酬の開きが明らかにされた場合には、当然少なくとも教育委員と同額程度の引き上げの御努力をされるかどうか、ひとつこの点大臣からお伺いしておきたい。

○佐野芳雄君 それから、この公益委員、あるいは労働委員の給与の問題は、将来労働省のほうでも各府県に対し十分のひとつ行政指導をしてもらいたいと思うのですが、不当労働行為等が取り扱われます場合に、会社のほうは、これはまあ経済的に余裕のある立場ですから、参考人、あるいは証人等を審問の場合に次々と繰り出して、そして時間をかせぐと申しますか、長引かせるというような傾向がだんだんよく出てきておるわけなんです。その場合、労働者側の立場からいきますと、施行令の第二十八条には費用弁償の項があるだけなんですが、実際には各府県における私たちの知っております不适当労働行為に証人もしくは参考人として出ます場合に、会社側のほうの参考人、あるいは証人はもちろん会社が費用を持つ、あるいは公休扱いをしているわけですけれども、労働者側の証人、参考人としては、いろいろな意味における在力と申しますか、圧迫がかかっておる。特にひどいところでは欠勤扱いにならざるを得ないわけなんです。労働委員会のほうでも費用弁償をしているところもあるようですがれども、していいないところもあるよう實は聞いておるわけです。しておりますと日当三百円か三百円といふことになりますると、当然本人の負担になるか組合の負担になるか、欠勤扱いされる上にそななる。そななると、せっかく証人として出たたいと思つても出られないということになつて、公正な審問がなかなかできないというふうな事情を私たちによく聞いておるのであります。そういう点について労政局長はどう思つておりますか、ひとつお考えを聞いておきたいと思います。

人の上層とすることにへしておなじでそれ自身負担になつてゐるよう思われます。そういう問題についてどう思うかと、こういうことでございまが、なるほど経営者側のほうが出する場合には、経営者側のほうの責任においていろいろの手当をするとするでしようし、また、一般に組合側のほうも、全部が全部本人の負担ということにはならないで、それぞれ関係組合のほうで担当の援助もしているということと思いますが、こういう問題について役所がどうのこうのといつても解決できる問題ではないのではないかというふうに思つております。また、それを全部国なり県のほうで補償すべき費用でもないよう考へられます。

えないところでもない、こういうふうになりません。ところが、一般的に今までの中労委の御意向を聞いてみると、常勤制には反対という線が今日まで——最近若干公益委員だけについては検討したらどうかというような意見も出ておりますが、いずれにしても、現在そういう給与の問題について常勤、非常勤という、そういう制度の問題で非常にわれわれは苦慮している、こうしたことございます。

○小平芳平君 結局地労委でやっているような定額には中労委は制度上無理だと、常勤、非常勤の問題はまたあとでお尋ねするとして、もう一

つ、実際上中労委の委員がどのくらいの給与を受

けられるかということが一つと、もう一つは、一

般職二十二条の適用だとおっしゃいましたが、一

般職二十二条は四千九百円以内となっております

が、どうして四千五百円にしているのか、その二

点についてお尋ねしたい。

○政府委員(三治重信君) 現行法では最高額は日

額四千九百円です。ところが、実際大蔵省が予算

上、これはもちろん人事院の承認を経て四千九百

円までできるわけなんですが、実際上は予算をそ

れだけ取らぬと、人事院も予算のないところを四

千九百円でいいというわけにもいかない。ところ

が、大蔵省のほうはこういう各審議会の非常勤制

度についてランクをつけて、大体この非常勤のこ

としまでのところでは最高は四千九百円に押えて

おる、こういう実情で、法律限度までいけば、予

算措置さえとれば四千九百円まではいける、こう

いうことです。

○小平芳平君 ここで給与の問題は終りにします

が、そういうように、大臣、現行制度が、結局、

局長は、中労委の委員がいま幾ら給与を受けてお

ると言わぬですか、それともさほどの低いとい

うことだけは間違いない。一日四千五百円ですか

ら、しかも、そういう中労委の委員になる人たち

は、やはり弁護士会でも、大学教授としても、あ

るいは相当の人柄でなくちゃならないわけです

が、いざれにしても、現在そういう給与の問題につ

いて常勤、非常勤という、そういう制度の問題で非常にわれわれは苦慮している、こうのことございます。

○小平芳平君 非常にわれわれは苦慮している、こうのことございます。

○小平芳平君 結局地労委でやっているような定

額には中労委は制度上無理だと、常勤、非常勤の問題はまたあとでお尋ねするとして、もう一

つ、実際上中労委の委員がどのくらいの給与を受

けられるかということが一つと、もう一つは、一

般職二十二条の適用だとおっしゃいましたが、一

般職二十二条は四千九百円以内となっております

が、どうして四千五百円にしているのか、その二

点についてお尋ねしたい。

○政府委員(三治重信君) 現行法では最高額は日

額四千九百円です。ところが、実際大蔵省が予算

上、これはもちろん人事院の承認を経て四千九百

円までできるわけなんですが、実際上は予算をそ

れだけ取らぬと、人事院も予算のないところを四

千九百円でいいというわけにもいかない。ところ

が、大蔵省のほうはこういう各審議会の非常勤制

度についてランクをつけて、大体この非常勤のこ

としまでのところでは最高は四千九百円に押えて

おる、こういう実情で、法律限度までいけば、予

算措置さえとれば四千九百円まではいける、こう

いうことです。

○小平芳平君 これまでのところでは最高は四千九百円ですから、かりに十日出ても四万五千円とい

うわけです。実際上十日出るかどうかですね。毎

週一回の会議に出るだけだと四回ですから、そう

すると二万円そこそこということになるわけで

す。そういうことが一つですから、もう少し労働

委員会の委員の方々の手当をふやして能率が上がる

事もやつていただかなければならぬわけですか

ら、この場合に二万円や五万円で相当大きなこと

をやっていただこうということ 자체が無理じゃな

いかということが一つです。

○理事鹿島俊雄君退席、委員長着席】

それから、また、大臣として、いま言うよう

に、四千九百円というものがたりながら、この法

律によつているから低いのだよと言ひながら、大

蔵省が金を出さないから四千五百円しか払つてい

ないのだといふようなこともおかしいと思うので

す。そういうように思いますが、大臣のお考えは

いかがですか。

○政府委員(三治重信君) ちょっと事務的な報告

を申し上げますが、現在、現実にどれだけ毎月中

労委が払つておりますか、これは月によって出席

日数によって違うわけですが、予算上は、

会長、公益委員につきましては四千円掛ける二十

四日の十二カ月、こういう予算に組んでございま

す。それから、使用者、労働者側委員は四千円の

十七日の掛けの十二カ月といふことでござります

から、先ほど申し上げましたように、出席日数が

二十四日、十七日というふうに予算上組んでござ

りますから、御出席のときにも払えないというこ

とはない。ただ、これは御承知のよう、年間出

席日数が同じというじやなくて、月によって

非常に違う。そこは予算上こういう予算で入って

おりますので、相当勘案して、それぞれの経理を

していくことだと思います。

○小平芳平君 四千九百円は。

○國務大臣(小平久雄君) 御承知のとおり、四千

九百円まではできるわけで、その点については、

これはもちろん予算の問題もありますし、一方に

が、その人たちの委員が実際に出て行って四千五百円ですから、かりに十日出ても四万五千円といふわけです。実際上十日出るかどうかですね。毎週一回の会議に出るだけだと四回ですから、そうすると二万円そこそこということになるわけですが、そういうことが一つですから、もう少し労働

委員会の委員の方々の手当をふやして能率が上がる

事もやつていただかなければならぬわけですか

ら、この場合に二万円や五万円で相当大きなこと

をやっていただこうということ 자체が無理じゃな

いかということが一つです。

○國務大臣(小平久雄君) 労働委員会の委員の手

当の問題でございますが、まあ現行制度のもので

は、いわゆる非常勤のたてまえでございますので、

そういう点から法律的にも制限を受けているとい

うこと、それから、これを常勤にするならば、他

のまた同種の委員の手当と同様に、相当の多額に

しなければならぬのではなかろうか。しかし、な

お常勤制にすること自体がどうかという問題があ

ること、それから、これが常勤にするならば、他

のまた同種の委員の手当と同様に、相当の多額に

しなければならぬのではなかろうか。いままでの

ように、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のことをどうことになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

このことは半数以内の場合には同一政党の者があつてもいいということになつておると思うのですが、そこで、現在の公益委員は、地方の場合

労働委員会のところで、九項の「——それは労使の同意を経る」ということになつておるのですが、この九項のこ

とには、委員長が九万円、その他の委員が七万円、こういうふうな予算制度になつております。それぞれの方面に対しても、したがつて、労働委員会の委員と、教育委員、人

事委員といふものとの待遇は、同じように東京都においては取り扱われてゐる、こうのことございます。

○佐野芳平君 いま公益委員の常勤制の問題が出ておりました。これについてはいろいろ意見があ

るかもしれません、私も常勤制必ずしもよいと考へてはいないのでですが、ただ、労組法の四章の

労働委員会のところで、九項に「公益委員の任命について」、その中の三人以上の「——それは七

人の場合」と思いますが、「員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。」ということで、

なっているのですが、行なわれていない実情に
ほうに言うのか、労働省のほうから地方の労働委
員会に言うのか、これはひとつ十分に行政指導を
してもらいたい。そうしませんと、結局地方労働
委員会に申請しても時間がかかるし、あるいは費
用の点でも困るから、むしろ裁判所に出したほう
が早いというので、地労委に対する不信と申しま
すか、経費の問題が相当取り上げられてきており
ますから、裁判所に行つたほうが早いですから、
その点について十分お考え願いたいと思います。
私の質問を終わります。

○委員長(阿部竹松君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記を始めて。

○山崎昇君 いま佐野委員から総括的質問がござ
いましたから、ダブらぬように一、三お聞きをし
たいと思います。

第一点は、これは大臣の諮問機関なのかどうか
わかりませんが、労使関係研究会というのが昭和
三十四年につくられておるよう聞いています
です。ここで労組法なり、あるいは労調法なりの
問題点を議論されて、そしてその結果を法改正
その他に反映するような仕組みだと私も聞いて
いるのですが、すでに七年経過しておりますが、
この労使関係研究会の運営がどういうふうになっ
ているのか、また、いまそれらの委員にどういう
方々がなつておられて、どういう点についていま
議論をされているのか、まずお知らせいただきた
いと思います。

○政府委員(三治重信君) 御指摘の点につきまし
ては、現在大体研究のまとめの段階に入つております。これは諮問機関ではございませんし、まあ
何と申しますか、答申という形ではなくして、やは
り現行の法律のもとにおける運用状態をどう判断
するかということを中心にして研究をしていただ
いておつて、法改正とは直接結びつかないわけで
あります。それで、もしもこの研究会の報告書が
出して、これが労使一般に検討されて、なるほ

てきているのですが、行なわれていらない実情になつてゐるわけです。この際、その点、中労委のほうに言うのか、労働省のほうから地方の労働委員会に言うのか、これはひとつ十十分に行政指導をしてもらいたい。そうしませんと、結局地方労働委員会に申請しても時間がかかるし、あるいは費用の点でも困るから、むしろ裁判所に出したほうが早いというので、地労委に対する不信と申しますか、経費の問題が相当取り上げられてきておりますから、裁判所に行つたほうが早いですから、その点について十分お考え願いたいと思います。私の質問を終わります。

いというふうな議論が出るかどうか、また、運営部門の改正で、中労委のほうで、先ほどお答えしましたように、全労委會議等で労働委員会として検討されて意見が出るか、その点はわれわれのほうは、これが直ちに法律改正の問題点を指摘されるものだとは考えておりません。委員は、一橋大学教授の吾妻さん、東京大学教授の石井さん、同じく石川さん、それから弁護士の色川さん、東大澤さん、それから弁護士の松崎さん、慶應大学教授の峰村さん、一橋大学教授の山中さん、それから東京大学教授の園藤さんという十三人でござります。先ほど申し上げましたように、労組法、労調法を中心にして、その現行法のもとにおける現状がどうなっているか、また、改正すべき点はどういう点があるかというようなことの調査研究ということになつておるわけであります。大体私たちが承知している限りにおいては、いま総括的なまとめに入っている、こういう状況でござります。

ては、労働委員会制度につきましては、先ほどから御指摘のございました事務局の強化の問題、特に事務局職員の身分保障の問題、給与保障の問題、あるいは労働委員会はいま調整機能と審査機能をあわせ行なつておりますけれども、こういう機能をあわせ行なうことがいいかどうか、そういう問題。それから、不当労働行為につきましては、公取なんかと違いまして、地労委から再審査で中労委にいきまして、中労委からまた地裁について、地裁、高裁、最高裁、こういう、言うならば五審級になつておりますが、それを地裁段階を省略して、公取などのようにすぐ高裁に持っていける、そういうふうにするかどうか。さらには、公益委員の常勤制を設けるかどうか、あるいは事務局職員の中に審査官制度を設けるか、調整官制度を設けるか、こういう各般の問題について実情の検討がなされております。

うに、事務局の整備がいまの段階であまり必要な
いような答弁は少しほぞれているのじやないだろ
うか、こう考えるわけです。これは重複いたします
けれども、再度ひとつ事務局の整備について私は
お伺いをしたいと思うのです。あわせて、私ど
も、自治体から見ますと、各自治体における
労働行政というの、きわめて片手間のような
印象を受けるわけです。特に労働部なんかあります
のは大きい府県が一、二でありますと、そのほか
は民生部その他の中で一課ぐらいで担当して
やっておる、こういう状態です、すぐここで私は
部をつくれなんということは申し上げませんけれど
ども、いずれにしても、地方へ行くというと、労
働行政というものがどうも本筋からはずされてい
るような印象を受けておるのでですが、そういう点
について今後どうされるのか、二つ目としてお聞
きをしたい。

それから、三つ目には、私は、各自治体の職員
の構成を見ていきますと、どうも労働委員会に
転勤を発令するというと、何か鼻流しにあつ
たとか、あるいは左遷されたとか、そういう感
覚に職員がなつておりますと、ある意味ではコ
ンプレックスを持っておられるわけです。これは労
働本省の場合でも、労政局長からたとえば労働委
員会に転勤を命ぜられると、どうも主流からははず
れたのではないか、あるいは飛ばされたのではないか
いか、こういうことが新聞でもいわれるわけで
す。これは事実でなければけつこうですけれど
も、一体に労働部局に人事配置が行なわれる際に
は、かなり職員間に問題が生じておる。そういう
意味で私は、職員の、何といいますか、給与上の
格付けにしろ、こういう問題について、ひとつ政
府としてももっと力を入れてもらいたい、こう考
えるのですが、これについての見解を伺いたい、
こう思うわけです。

そのほか、先ほど佐野委員からも指摘いたしま
したように、労働問題の担当というのは、単に事
務的に処理能力が優秀だということだけではおさ
まらない問題があるわけです。そういう意味で考
えるのですが、これについての見解を伺いたい、

○政府委員(三治重信君) 決して私は、地方の労働委員会の事務局の現状が満足すべきものだといふに申し上げたつもりはございません。ただ、申し上げておりますのは、これは地方公務員であり、地方の純然たる組織でございますので、基本的にはその中で処理すべき問題である。もしその中でどうしても十分処理できなくて、やはり行政担当の労働省に援助を求められてくれば、それはできる限りの援助をしたいというふうに申し上げたのでございまして、やはり政府の中にも自治省がございまして、各省から、前はここで定員をふやしてくれ、課をつくってくれというようなことをよくやつたのですが、これはあまり地方自治体に各省がひもをつけて、課をつくれる人をふやせのということは相ならぬというようになつて十数年たってきたわけなんですが、そういうことで、組織を各省がそれぞれの行政の立場でこうしきああしろということについては、やはり府県の知事会、あるいはこれは直接市町村長会には關係ございませんが、そういう地方自治体の長なんとかからも相当抗議のあったことも経験しております。また、あまりコンプレックスを持つということとは、これは行政上の立場からよくございません。ただ、申し上げますのは、やはりこの委員会創設度というものにおける中の事務局ということになりますと、戦後の新しい行政機関でございますので、やはり役人がなれていないというところがあるのではないか。それから、やはり先ほどからいろいろこの委員会の運営ややり方について御指摘下さい

研究会で検討されてゐるといふ、そういうぐあいに、ある程度事務局の職員に優秀な者を入れ、また、責任を持たず、こういうことになると、やはり専門的な身分保障なり資格制度なりという刺激策も必要ではないかということになるのではないかと思ひます。

それから、地方の労働関係の部局の貧弱さといふ御指摘でございますが、これはどうも大臣の御心が答弁の問題だらうと思うのですが、われわれ事業職員から見ますと、労働省が戦後占領下に発足いたしまして、そのときにアメリカの行政組織のとうに、中央の省の局から地方の先端まで統一的に組織するようなことになった。したがつてこの系列で組織するようなことになった。そして、基準局は基準局、職業安定局は職業安定局、婦人少年局は婦人少年局で、地方の末端までそれをそのまま持つようなかつこうになつた。すると、府県の中に労働行政が入つてゐる部面と、そうでなくして直接やつてゐる基準局とか婦人少年局、また、職安は中間的に、府県には入つていいけれども、國家公務員としてやつてゐるといふふうに、出先機関が四分五裂してゐるために、具の中だけにおいてはそういう関係が言えるかと思ひます。この問題は行政機関全般の問題になりますが、これでも、国家公務員としてやつてゐるといふふうにしたああいうふうにしたいというふうに立てられません。ただ、臨時行政調査会なんかは、相當な具体的な意見が出ておりますが、これは政府全体として考えていただくときに、十分な立場で地方の方が強くなるような方向で処理願えます。

止策といふものもかなり必要であろうし、また、一般の労働行政の上からいっても、特に労働教育等の面も私は大切ではないのか、こう考へるわけです。そういう意味でいりますと、この事務局の整備もさることながら、さらにその先であります労政事務所が整理されるという——私は北海道の者ですから、北海道の例ばかり申し上げて恐縮ですが、あの広いところに労政事務所と名前のつくものは二つしかない、こういう状況です。ただ、一部は、市厅に労政課というのができたりしまして、多少の取り扱いはいたしますけれども、従来のように専門に労働問題を扱うような労政事務所といふものは整理をされてしまつた。こういう実情がらいうと、どうしても私は、この労働行政というものが府県では片手間に行なわれる、こういう印象を受けてどうもならないわけです。それに関連して、いま労働争議があつて、こういうものがもうきわめて多くなってきておるのじやないか、こう思うので、あわせて、この労政事務所の拡充やら、あるいはその強化といいますか、そういう点について労働省としてどう考えられておるのか、これは大臣からひとつ決意をお願いをしたいと思います。

申しますか、その重要性についての非常に考え方
というものがやはり必ずしも十分ではないと、ま
あこういうところに結局は端を発しておるのじや
ないかといふうに私は見ておるのであります。
このことは、しかしながら、単に地方にだけつい
て言えることなくして、従来、ややともすれば
中央においても、率直に申して労働政策なり労働
行政なりというものが、むしろ経済政策、産業政
策に付随して考えられがちであった、こういう傾
向が否定できないのではないか。やはりそれに対
して、大きな労働問題、労働行政に対する広く一
般的な考え方というものが、これがやはりずっと流
れていっておることがむしろ基本じゃないか、根
本の原因じゃないかといふうに私は考えられる
のです。しかしながら、すでにそういう時代はだ
んだん変わりつつあります、労働行政という、
人の問題を取り扱うこの労働行政というものが、
やはり国政の上においても、また、地方の行政の
上においても、少なくとも一般的の産業政策なり經
済政策なりとやはり相伴つて、同格の立場で重視
されなければなりませんし、さらに申せば、これ
がむしろ人の問題というものが中心になつて今後
あらゆる施策というものが考えられなければなら
ない、こういう時代に逐次私は変わりつつある、
また、そういう傾向は今後ますます強くなるであ
ろうと、こう私は少なくとも認識をいたしており
ますので、こういう事情等も地方にも十分浸透す
るようにつとめまして、そういう認識に立つて、
私は、やはり地方における労働行政というものが

えますといふと、これは北海道の例だけでいふと、地労委の事務局長なんといふのは、あちこちの課長をやって、定年間近にどこも行きどころがないから地労委の事務局長でもやろうか、こういう人事配置がなされる。これが現実なわけです。ですから、先ほど申し上げましたように、地労委の人事といふのは、きわめて地方ではコンプレックスを感じておる、こういう状態ですから、これらいをどう今後処置をされるのか、お聞きしておきたいと思う。

がありますように、事務局が非常に力を持つよ
うに程度すべきだという意見と、やはり実際學
使、公益の委員が出られてやると、どうしてもそ
ういう委員の方に事務局の職員はおんぶしない
と、自分たちが十分な意見を出しても、なかなか
いられぬ場合にメンツをつぶすというようなこ
ともあるのじゃないか。そうすると、どうして
その委員会の委員におんぶをする、そうすると逆
極的な処理になる、この点の問題だろうと思いま
す。したがつて、先ほど課長から、労使關係法の
ありますように、事務局が非常に力を持つよ
うに程度すべきだという意見と、やはり実際學
使、公益の委員が出られてやると、どうしてもそ
ういう委員の方に事務局の職員はおんぶしない
と、自分たちが十分な意見を出しても、なかなか
いられぬ場合にメンツをつぶすというようなこ
ともあるのじゃないか。そうすると、どうして
その委員会の委員におんぶをする、そうすると逆
極的な処理になる、この点の問題だろうと思いま
す。したがつて、先ほど課長から、労使關係法の

○山崎昇君　いまのような事務局の問題と関連して、最近、府県では労政事務所をかなり整理をされており、実は減ってきてるわけです。そこで私は、最近の不当労働行為、その他労働争議等の発生状況と労政事務所の縮小の問題とやはり関連があるのじゃないか、こう考えられるわけであります。問題が起きてからもちろん労働委員会でいろいろお骨折りいただくのもけつこうですけれども、事前に労使間に労働争議が起こらぬよう防

もう労働行政といふものが片手間のようなるに
行なわれてゐるという点でございますが、これに
は、確かに、先ほど局長からお話を申し上げま
したとおり、基準行政なり、あるいは安定行政な
りといふものが、中央の労働省から直接人が行つ
ておるとか、あるいはもちろん安定行政について
は知事がやつておるのであるが、人はこつちから
行つてゐる、こういつたような組織上の問題も私
は多分にあると思います。が、同時に、また、よ
り基本的には、労働行政に対するまあ認識とでも

O 国務大臣(小平久雄君) 具体的な御指摘として、労政事務所が非常に少ない、あるいはむしろ減少の傾向にあるというお話をございますが、その点は事務当局から、後ほど、どういう事情なのかを御説明をさせたいと思います。

ない、こういう時代に逐次私は変わりつつある。また、そういう傾向は今後ますます強くなるであろうと、こう私は少なくとも認識をいたしておりますので、こういう事情等も地方にも十分浸透するようにつとめまして、そういう認識に立つて、私は、やはり地方における労働行政というものが

—

員会制度でございますが、これは二十一年、法で確かに先生御指摘のとおりに設けられておりました、これはむしろ船員関係につきまして一般の労働委員会でやるのはどうかという関係で設けられました規定でございまして、実際の運用面にありましたとしても、二十四年、法の改正までは特別委員会として設けられておりましたのは船員関係だけです。そういうことで、いま先生御指摘のように、中小企業についてこれを設けたらどうかという御議論でございますが、一方におきましては、先ほど申し上げましたように、臨時行政調査会で船員労働委員会を別個にしておく必要性はないのじゃないか、むしろ強力な行政運営上、統一をしてはどうかという議論もありまして、確かに一本にすべき問題とは思いますが、ひるがえって地労委等の調停事件の実態を見ますと、大企業は大部分二以上の都道府県にまたがりまして中労委に参つておりますので、もちろん大阪とかそういうところは別でございますが、一般の地方労働委員会におきましては、中小企業の紛争事件を中心として取り扱つておりますので、いまこういうときにおきまして直ちに中小企業についての特別労働委員会制度を設けるかどうか、これは慎重に検討すべき問題と考えております。

○山崎昇君 不当労働行為その他については、牛後から労働委員会の方が御出席になりますので、あらためてお尋ねをすることとして、総体的に申し上げて、何といっても、この労働行政というのは人間対人間の問題でありますから、また、労働者からいえば生活権の問題でありますし、使用者からいえば企業の存立にかかる問題でもありますので、私は重要だと思います。そういう意味で、中央ではなく労働行政というものが強力に行われんとしても、地方では、何といっても、先ほど申し上げたように、どうも片手間的な感がぬぐい去れないわけです。そういう意味で、今後、

大臣以下、地方の労働行政についてもつひとつ充実させるようにお願いをしておきたいと思いますと同時に、いま大臣からお返事ありました不当労働行為についての罰則については、これはもうぜひ検討されて、そして実現できるように強く要請をしておきたいと思います。したがつて、重ねてひとつ労働大臣の決意をお願いしたいと思います。

○國務大臣(小平久雄君) 地方の労働行政を充実するよう努力せよということ、さらに、不当労働行為に対する罰則について検討せよ、いずれも先ほど来申しましたとおりに私は考えておりますので、十分今後検討もし、また、努力もいたしてまいりたいと考えております。

○小平芳平君 今回の改正は任期の一年を二年に改めるという点、また、東京都は各側十一人、大阪府は各側九人、こういう構成でありますし、また、この点については全労委協議会、あるいは東京都、あるいは大阪府からの要望のあったことも伺っておりますので、今回の改正自体はこれでけつこうとまではいかないまでも、やむを得ない改正だと思います。

そこで、私がお尋ねしたい点は、ただ任期を二年にし、東京都の場合十一人に、あるいは大阪府の場合九人に委員をふやすだけで事足れりとできるかどうか。さらに、かりに東京都の地方労働委員会が十一人で、三者構成で三十三人でございますから、そうなりますと、いまここでおすわりになつていらっしゃる方を見ても、三十三人の委員会ということは相当運営がスムーズにいくかどうか、やりにくい委員会になるのじゃないかということを考えられるわけです。したがつて、今後また件数が一倍、三倍になつた場合に、それじやその三十三人を六十六人にふやすかどうかといふことになるわけです。そういう点についても、ただ件数があえたから委員をふやすということで終わらない問題があるのです。ですから、抜本的な改正について二、三點あとからお伺いいたしますので、まず第一に、今後件数があえた場合にまた

○政府委員(三治重信君) 先生の御指摘のとおりでございまして、問題は、先ほど来御質問のありましたように、不当労働行為の処理の迅速化、これが現在のやり方でやっていくと、結局今度の改正のように、件数が多くなると人をふやさざるを得ないということになるわけでござりますので、これはぜひわれわれのほうからも全労委会議、あるいは中労委なんかにその不当労働行為の処理のやり方にについての迅速化をどうしたらいいかという問題を十分検討していただき。これは先生御存じのように、こういう問題の処理のやり方の基準は中労委の規則できめているわけでございまして、これをどういうふうに迅速化できるような体制に変えていくか、また、労働委員になられる方々がそういう姿勢で、また、簡易化、迅速化という問題、それから事務局の強化の問題でございますが、これもいまのよう、ただ一般的な職員だけでいくと、なかなか業務量がふえるだけで人をふやすというだけでは十分こなせないんじやないか、やはりもう少し何らかの処理の権限を事務当局にも与えて、事前の処理の進め方もして委員の手数も省く、それにはやはりいまの制度のままではちょっとむずかしいんじやないかということも考えております。

○小平芳平君 委員をふやすかどうかの点は、○政府委員(三治重信君) この点については、われわれのほうも東京都なんかは倍増してほしいといふような御要望もございましたが、先生のおっしゃったように、まあ行政委員会として、それが業務量がふえると無限大に委員がふえるというのはやはり問題であるので、暫定的ということで今までお願いしたわけでございます。この点の結論も、委員の増加につきましては、やはり行政委員会でございますので、おのずから一定の範囲があるというふうに考えておりまして、委員の業務量増加に伴つて、それに比例するような人員の増加ということについては消極的に解していきたいと

○小平芳平君 いうふうに考えております。
しいでしょうか。要は、事務がふえたから委員を
ふやすとなりますと、この改正で三十三人にな
る、委員会が。三十三人というと、いまおそれり
になっている方より何人か多いわけです。それ以
上にまた事務量がふえたからといってふやすこと
は實際上無理じやないか。したがって、そこで新
しい今度はやり方についていろいろ新しい検討を
始めなくちやならないんじやないかということを
申し上げたわけですが、よろしゅうございま
すか。

○國務大臣(小平久雄君) 私もその点は先生と全
く同じ考え方を持っております。行政委員会ですか
ら、あまりに多くなるということとは、むしろ説効
果すら起る心配もありますから、いたずらに人
ばかりふえてかえつて能率があがらぬ、こういう
面も確かに出てくるおそれなしとしないとさえ考
えます。ですから、大体この程度が限界なのでは
なからうか。事務のやり方自体も、いま局長から
申すとおり、いろいろ研究して改善しなければな
らんでしようし、たとえば東京のように非常に広
域にわたり、しかも、組合員が非常に多い、案件
が非常に多い、こういうようなところは、むしろ
委員会を地区別か何かにして二つくらいにしたら
いいじゃないかといったような考え方も一部には
あるやに私は聞きました。まあそういうことも今
回は行なわなかつたわけですが、将来的問題とし
ては、やはり一応こういうものをあわせて検討し
てみる必要があるのじやないか。これによつて一
つの委員会でもつてこれだけの膨大なあれを処理
して人数をふやしていくということは、これ以上
はむしろやるべきじやないというふうに私は考え
ております。

○小平芳平君 そこで、時間の関係もありますの
で、まとめてお尋ねいたします。
まず第一に、事務局の強化については、先ほど
来て再三御答弁がありましたので、その御答弁のあ
った点は繰り返していただかないで、具体的に事

務局が不当労働行為の審査についての手続の問題、その時間がかかる問題についていろいろ先ほど米お話をありますので、そこで、事務局が正式に審問の手続に参加できるような法律改正これが必要じゃないか。で、といいますのは、委員会ですが、決定は委員会が当然いたしますが、ただ、お忙しい委員の方たちがその審問のいろいろなことを全部一人でおやりにならなくちゃならないかどうかという点、やはり審問の手続は、これは事務局がそれなりのまあ身分保障なり何なりを経て手続に参加するような、そういうことを検討する必要はなかろうか、これが一つです。

それから、次に、労働裁判所とか、あるいは労使関係委員会というような制度も外国では見られていますが、要するに、先ほど来説明員の方が二回ほど言われたのですが、臨時行政調査会から答申が出ているんだ。で、臨時行政調査会の答申といふものは、労働委員会、それから船員労働委員会、あるいは公企体の労働委員会、これはむしろ一本にしたほうがいいじゃないか、したがって、そういう争議調整関係を一本にするというのが臨時行政調査会の答申のようですが、これに対する御見解。

それから、そうなる場合には、やはり現在の労働委員会が調整機能と判定的な業務を一緒にやることにまたいろいろな不合理があるので、したがって、先ほど申し上げたような労使関係委員会とか、そういう別個にこういう判定的なものを抜きうということは、実際問題が労働委員会の公益委員には経済学の大家がいらっしゃる、その経済学の大家が審問手続をやる上においては、まあ地裁の若い判事さんのやるようなことを一々自分がやっていかなくちゃならないというような点もあるわけです。そういうような点から言って、そういうことを将来のために検討していく必要があるのじゃないかというふうに考えます。

それから、もう一つは、先ほどの労使関係研究会ですか、労働大臣の諮問機関としてできているんだというお話をしましたが、これも説明員の

ふうに考えております。

○國務大臣(小平久雄君) 御指摘のうち、専題に職員が参加できるようにならうかということについては、ただいま局長から御説明申し上げたとおりで、今後その他問題も含めて、いかにして労働委員会の機能が迅速に、しかも、また、公正に行なえるか、こういう立場から十分に検討すべきだと思います。

それから、船員労働委員会等の統合の問題でございますが、これは御承知のとおり、行政調査会からもこの点については勧告をいただいておるわけでございますが、私どもの立場からすれば、統一、統合することも私はむしろ望ましいと思いますが、何ぶんにも行政機構の問題でありまして、現在船員労働委員会等を所管しております運輸省なり、あるいは船労委そのものの見解というのも十分聞かなければなりませんが、いずれにしても、今後関係当局間で十分話し合いをして検討を進めたい、かように思います。

それから、労働裁判所等の問題でございますが、これもまた行政機構、あるいは、さらには裁判機構と申しますか、そういう関係でございますので、私がいまここでこれをどうと結論的なことを申し上げるわけにはまいりませんが、いずれにしても、今後一つの大きな検討すべき事項であろうと、かように考えます。

それから、労使関係についての専門家の調査会の関係でございますが、これはいろいろ御研究をいただいておるわけでござりますから、しかも、近く何らかの結論的なものが出て、こう予定されておるようでござりますから、そういうものが出来ましたならば、十分これまでそれらの意見も尊重するという立場においてひとつ検討をいたし、現行の法制等に改むべきものがこれはあるわけですが、しかし、それをどう改むべきかという点で意見を十分ひとつ尊重して、前向きでさらに具体的に法の改正その他についてもわれわれは研究をしていくべきだらう、かように考えます。

○小平芳平君 大体私の申し上げた点について、労政局長、また、大臣から、いろいろ今後検討していくという御答弁でありますので、とにかく将来の問題でありますので、これ以上私は申し上げませんが、要は、定員をふやすという、これはほんとうに中労委としてもやむを得ざる御要望だとと思うわけです。ですから、定員をふやしてほしいと言わざるを得ないような現行制度のそのあり方を研究し、検討する。それで、先ほど申し上げたように、行政委員会だからといって無制限に定員をふやすわけにもいかないし、かといって、件数がふえるのをどう処理するかという、そういうジレンマがあるわけでありますので、先ほど御答弁のように、今後積極的に検討していくいただきたいと思います。

そこで、あと労使関係法研究公ですか、これはどんな性格の研究会か、それで、ほんとうにこれでいいのかどうか、まあ近く答申が出るとおっしゃっておられますか、あるいはもつとしっかりした審議会なり調査会なりをつくる必要があるのかどうか、現在の研究会でいいのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(三治重信君) 先ほども御答弁いたしましたように、この研究会は、専門の方に、現行制度のもとにおける運用の状況、また、その運営のいいところ悪いところを浮き彫りにした研究結果の報告書を出していただくということに運んでいるわけでございまして、諮問機関でも何でもないわけでございます。したがって、この研究会で、どこをどう直すとか、どこをどうすべきだというふうなことにはならない。全般的な労使関係法に対する現行の運用制度のまあいいところ悪いところ申しますか、また、将来完全にすべき点はございます。それで、そのものを労使の関係の方たちに御検討していただき、また、われわれも当局として検討し、そうしてそこで法改正なり何な

○小平芳平君 いま御答弁されたように、研究会の結論は、労使の代表の御意見も十分入れて、さらにまた検討していくかなくちやならない問題だと思ひます。

らぬのでござりますので、その範囲内においても、できる限り本来の機能が發揮できるよう、また、いろいろの問題等については、これまた十分研究あるいは検討をさしてもらいまして、各方面のその他の意見も聞きまして善処いたしてまいりたいといたします。

しゃるわけですね。したがって、私はもとと基本的なことに基づいて出しておられたと思ったのですが、それが出ていないのです。結果的には地方政府の要望によってこれをふやしていくということになりますが、それでは私は労働行政としてはいかにも軽率なやり方じゃないか。むしろもつと調査

○政府委員(三治重信君) 従来、この労働委員会等があるいはお配りしてなかつたとすれば、これはたいへん申しわけございませんが、いずれにしても、そらの数の関係につきましては事務当局から詳しく御説明申し上げます。

最後に申し上げたいことは、やはり常勤にするかどうかということも、先ほども再三御答弁がありましたが、これもちょっとむずかしい問題で、やはり常勤にすることは、さっき大臣もおっしゃつたように、任期が一年か二年で、まあ今回二年で労使の委員の同意を得なければならないしということで、实际上常勤ということは非常にむずかしい問題だと私も思います。ただ、实际上は、委員の方が一ヶ月に何回か、非常勤の委員の出でこちらの方を待つてはいるだけでは労働問題の処理といふのは実際はむづかしいんだ、動いているわけですから。そこで、やはり事務局の強化というところとともに、やはり常勤という保障がなくても、やはり实际上相当働いていただけるように、委員の人間に实际上働いてもらえるような先の待遇の問題もありますが、さしあたって動いている労働問題をスマーズに処理できるような、そういう体制についての労働省の行政指導なり、あるいは運営なり、これが必要だと思うわけです。したがって、常勤問題も含めて、いま直接その仕事に当たっている委員の方なり事務局の方なりがなるべく困らないように、そういうやむを得ずせつば詰まつてというような状態に陥らないような、そういう運営と指導が非常に大事じゃないかと思います。その点についてのお考えを伺つて終わります。

○高山恒雄君 私、時間がありませんから、一つだけ私の意見も含めて質問したいと思います。
先ほどから聞いておりますと、東京と大阪のほうです、二名ふやすということは地方の要望によってふやしたということが濃厚だと私は思うのですが、そうですね。そういうことであれば、私たち委員としてちょっと考えてみて、産業都市の名古屋はどうなのか、愛知県はどうなのか、すぐ浮かんてくるのですね、私はそういう姿勢がおかしいと思うのですよ。少なくとも、労働省としてはこういう人員の増員をすると、いそその立場に立った場合には、統計的に一体入販はどれだけふえているのか、二年か三年の間にですね。あるいは東京はどれだけふえているのか、あるいは愛知県はどうなのか、これは産業都市として愛知県は今後ますますふえる傾向にあると私は思っているのですが、そういうその地方の要望があつたからこれをふやすということではなくて、統計的に見てどうのぐらい件数がふえておる、二人ふやしたから三人ふやしたからといってこれが直ちに解決のつく問題じゃないということは、各委員の質問で私はおわかりだと思う。しからばどこに欠陥があるのか、たとえて言うならば、あっせんと調停の問題になつても、これは調停は長引きます。あっせんならなかなか経営者は言うことを聞かぬ、そんなら一休労働委員に対してもっと権限を付与していく、強化していく、こういう方法もあると思うんですね。そういう私は前回の姿勢の増員であるのか、それとも、要望があるからこれをやるのだということでは大きな差があると思うのです。先ほどの大臣の御答弁を聞きますと、もう十一人以上ふやしたのですね。三十三人なんて、もうそれ以上のものは考えていないと、こうおつ

をして、そして大阪府も、あるいは京都も、あるいは愛知県も、六大都市をもつと検討してみる。こういう基礎の上に立って、運営上にはこういう欠陥がある、そのためには増員してやっていかなくてはいけないが、労働省としては不見識ではないかなくちゃ整理がつかないのだ、これなら納得ができますけれども、単にその地方の希望でこれをやるということについては、非常に不見識なやり方ではないか、労働省としては不見識ではないか、こういうふうにぼくは考えるわけですが、大臣、この点私は意見と質問と申し上げたわけです。が、もっとと懇切丁寧に、委員にも納得させるようなそういう資料を私は提出してもらいたい、そういう親切が労働省はあっていいのじゃないか、こういうふうに考えます。この点は意見になりますけれども、大臣に回答してもらいたい。

○國務大臣(小平久雄君) 今回の東京及び大阪の労働委員の数を増そうということは、役所のほうで調査をしております組合の数なり、あるいは委員会に持ち込まれる不当労働行為の問題その他の問題の件数なり、あるいはそれが未処理になつておる件数なり、そういうものの状況から見まして、それの最も多い東京及び大阪、これだけは今回はふやしたならばどうであるか。その間、たまたま東京あるいは大阪等からは何回か、ぜひあやしてほしいと、こういう要請もかたがたあつたのですから、地元の希望というのも全然これのこの増員の法改正をしようということになつたのであります。單に一方的にこの地元から要請があつたから増すのだ、片方からは要請がないから増さないのだ、そういうふたよな関係ではこれ

の委員の数につきましての労働省の基準は、大体四十万以上組織労働者の数のあるところは七人、それ以下のところについては大体五人というふうな基準で法律ができておりました。それで、東京、大阪が七人で、そのほかのところが五人になつておきましたが、三十八年に至りまして、神奈川県、愛知県、それから兵庫県につきましては、そういうふうな基準に達して、しかも件数もふえたということで、これは法律改正でなくて、政令改訂ということで、できる組織になつておりますので、一昨年この東京、大阪以外のところにつきましては政令改正して七人づつにふえました。ところが、その一番最初に七人づつでありますた東京と大阪、その他二つ、福岡と北海道といふものがあるわけですが、福岡、北海道はそれほど増加がないので、現行どおり七人づつにしておりますが、東京、大阪だけは、非常な労働者、労働組合の数の増加、また、それに伴つての件数の増加ということで特にお願いしたということございまして、われわれのほうのこの委員の基準は、労働組合員の数、それと件数の比例ということになりますが、この件数の比例は年によって異なりますので、この労働委員会の委員の数の基準は從来組織労働者の数でやつてある、こういうことでございます。

ですが、今年は組合側は申請はしないという態度で
あるやにいま新聞その他で私も承知をいたしております。
そこで、経営者団体側が今後どうなさる
のか、私はその辺も実は聞いておりませんが、い
ずれにしても、さき申しましたとおり、労働委員会
員会という三者構成からなる機関があることでござ
いますから、どうしてもこの労使両者の話し合
いが、話し合いでは煮詰まらぬということであり
ますならば、むしろその際においては労働委員会
に持ち込んで、やはり中正な方法であせんなり
に調停なりしてもらうと、こういうことにやはり私
はいくのが道筋であろうと、かようにただいま考
えておるのであります。

本じゅうぶんがしてみれば民間の労使関係というの
は山ほどあると言つたらしいだろ。けさほども
労働委員会の人数をふやすという議論もやつてお
りましたけれども、労働委員会の実際問題を見て
みますと、労使紛争ということは、ほとんどが不
当労働行為的なものが多いのですね、争えない。
私も二十年近くこういうことをやってきているか
ら、数字のことであなたと議論しようとは思いま
せん。もうわかりきつているから。つまり裏を返
して言うならば、賃金や労働条件などの問題につ
いては、そのほとんどの場合が労使関係の基本原
則である団体交渉で事をきめる、こういうことが
実際的に生きていくんじゃないかというふうに見
るのです。ところが、国の大幹産業である交通事
業といふような、私鉄などを一べん実際的に見て
ください。この何年かの事例を、労政局長もいわ
らつしやるのですから、ずっとこんなればわざ
かるので、何年からどういうふうになつてゐるか
といふことを一べん見てお答えをいただきたい。
そうして、それによつて裏打ちされるのは、この
種の基幹産業の労使関係が、だれかにのを言つ
てもらわなければきまらないといふ關係は一体本
來あるべき労使關係なのかということを、労働行
政を扱うあなたとしてはどういうふうに考えられ
るかということを聞きたい。

聞くところなどなんだ、こういうことなんですね。

○國務大臣(小平久雄君) そうです。

○野々山一三君 そこで、あなたも時間がないようですから、二つの点で一緒に伺います。私鉄の場合に、去年は一体どういうことになつておつて、こといまあなたが、経営者が回答をしたという二千百円というものは、一体去年よりも上でですか下ですか。私はよく数字はわからませんからあなたに聞いているのですよ。

○國務大臣(小平久雄君) 去年は私鉄の回答は千二百円であつたと、かように私は聞いております。

○野々山一三君 そういうことをおっしゃるからここでは相談にならなくなつて、理屈になるのです。私は理屈を抜きにして、ここで一べん解決のために相談しようということを言うつもりであなたに伺うのだよ。去年私鉄がきまつたのは何も千二百円じゃないでしよう。

○國務大臣(小平久雄君) 回答……。

○野々山一三君 いやいや、去年よりも上なのかなのかと聞いておる。去年きましたよりも上なのかなのか、理屈でなしに、すなおにいきましょう。

○國務大臣(小平久雄君) 私があるいは聞き違えただかもしませんが、昨年の回答がどうであつた

よりもだいぶ低い、三分の一低いといふようなことが起つておることが好ましいことなんですかと、いうことが第二の問題。そういうようなことで、體的な争議が解決するとあなたは御認識になるのか。もし解決しないという場合にはあせんなり調停なりに持ち込まないといけないだらう、こういうことなんですけれどもね。

そこで、三つ目のことも一緒に聞きますけれども、そういう去年の妥結よりも非常に低い、事態はもう間もなくストライキだ、正當な権利であるストライキを行使する。こういうような事態のもとで、一体良識的に世の中を納得させて国民を中心配させないで事が済むというようにお考えになつておるのですか。もしそうでないならば、どうあつたらいいかという実際的な話をしましよう。法律で調停、あつせんの道があるから、そっちのほうでなんという話は、私もくろうとだし、あなたもくろうとだからわかつてゐるので、そんな話は一般論としてやめにして、どうなつたならばまあまあ私鉄も労働者も納得してくれるだらうか、お考えになるその点を正面におっしゃっていただきたい。たとえば私のものさしも世間の並みのも、去年よりは少しは上がっておる。それがことしは、それにならぬもののであるので、それじやなかなか労働者は納得しませんよ。そこでどうしたつてストライキ

結果になります。ただ、私はせっかくのお尋ねでございますが、こういうこの回答がはたして妥当なのかどうかというようなことを、一般民間企業に対して、確かにその事業は公共性が相当あるわけでございますからこそ、運賃等も認可制になつておるというわけでございましようが、これを労働大臣の立場から、この回答がはたして妥当なのがどうか、まあこういう回答をするには、やはりおそらくそれだけの理由もあることでございましょうし、これでいいんだとか悪いんだとかいうようなことを労働大臣の立場から申し上げると、いうことは、これはまあこれまで労使間の問題についての原則から申して、私はいかがなものであろうかというふうに、遺憾ながら、私はそうやり申さざるを得ないのであります。

○野々山一三君 私も、民間企業のことでありますから、国が直接くちばしを入れてあしらうしようなどということは避けてもらいたい、そういうことを前提にしておる。あなたもお認めになつておるよう、団体交渉で事がきまるようにしたいものだ、こういう前提がどうもあるようです。私もそうありたい、そういうことについては変わりがないのです。ですから、組合が、あっせんや調停はしないで、自主交渉で解決しようじゃないかと云つておる。ところが、経営者の側は、もう初め

○國務大臣(小平久雄君)　ただいまお尋ねをちよ
うだいたしました点については、先ほども申し
ましたが、まずもつて労使間で解決をはかるよう
に、労使がもう最善の努力をお互いに払うといふ
ことが私はもちろん原則でなければならぬ、かよ
うに私も考えております。ですから、万やむを得
ないときには法のきめておる委員会に持ち込む。
それは法制上もそうなっておりますから、しか
し、それはいわば次善の策と申しますか、であり
まして、原則は、あくまでも労使間の団交によつ
てきまるべきもの、かように考えております。
○野々山一三君　いまあなたがお認めになつたよ
うに、団体交渉ができるということが一番いいこ

かというふうに私は伺つたのですから一千二百円
というふうに申し上げたのです。昨年結局きました
たのは三千円だと、かように承知します。
○野々山一三君 そうすると去年より少ないわけ
でしょ。世間の今日の事情というものは、ここ
に数字を経営者側が出したもの全部持つており
ますから、言うならば幾らでもやりますけれど
も、去年よりも下回っているところが経営者側の
回答であつたところがありますか。あなたのほう
でお調べになつたのが一ぱいあるだろうから、
すぐわかりますよ。一、三の例外は別として、全
部やはり経営者側の回答として、去年の妥結した
ものよりも上のものを総体的に出してゐるわけで
に入る。そのストライキ回避のためにどうあつた
らしいかという、その三つを、一へんに質問いた
しましたけれども、答えてください。
○国務大臣(小平久雄君) 先生のお尋ねの要点
は、去年が三千円できました。しかるところ、今
回の経営者団体の回答は一千百円である。こうい
うことでは組合のほうがもちろん承知をしないか
らストに入るであろうと、こういうことについて
どう考へるかということだと思いますが、御指摘
のように、昨年の妥結の額と比べますと、私鉄が
今回回答をいたしましたのはまあ九百円から下
回つておる、こういう確かに事実でござります。
しかし、昨年の経営者団体の回答に比べれば九百

一四

からあつせんに出すんだと、こう新聞に書いてありますね。そういうふうにだとかねかにたよらなければ事はきめないのだといふ本的な姿勢がある。そうだとすれば、そういうことはよくないことでしよう。

ようにもやつてくれるかどうかわかりません」というふうに言い切つてしまつておいであなたの仕事が成り立つのですか。私は、労働問題を扱うあなたがは、同時に、単に労働問題を扱うという、単に事務的に扱うだけの仕事を背負つっているわけじゃない。あなたは国民の生活に必要性をちゃんと確

題については團体交渉によって妥結して、国民の不安を一掃する、こういふことは私も先生ももちろんでございますが、御同様に私ども思つてゐるわけでござります。

○野々山一三君 そこで、先ほど来言つておることをもう一ぺんいまよかこなしますが、どうも

回した、その程度のものでは自主交渉の条件が整っていないと思うが、こういうお尋ねと思いま
すが、自主交渉の……。

○野々山一三君　自主交渉じゃなく、解決する要件が整っていない。

○國務大臣（小平久彌音）　要件が整ったかどうか

○野々山一三君 そういうことはよくないことで
しょう。ですから、この事態で、やはり団体交渉
で自主解決をしてもらいたいということをあなたが
が強く言うことが非常に大事なことだ、あ
るべき労使関係の基本原則としてね。そういうふ
うに私は思うのです。ことのほか、いまあなたがも
うお聞きのあったように、二千五百円というものの
が出たという事態のもと、しかも、だれしもが、
多少こういう問題を知っている人ならば、これは
きょうかあす徹夜するだろう、あっせんに持ち込
まれるだろうというふうに見ている。そういうこ
とを頭に置いて、なおかつ自主交渉で解決するよ
うにしてももらいたい、足をとめないようにしても
らいたいということをあなたがおっしゃることと
いうことは非常な意味がある。ぜひあなたは、自
分に、前から自主交渉によってやってもらいたい
といふふうにおっしゃったのですから、そのこと
をもう一ぺん念を押してもらいたい。いかがで
すか。

保するという、そういう責任がある。私も同じようにならうにそういう責任がある。社会党の労働局長として、私もそういう責任があります。主張するばかりではありません。だからこういうことを聞くのではありません。そういう観点から見れば、団体交渉で自主的に解決してもらいたいなあというような夢みたくなります。そういうことを勧告なさいな話でなしに、実際的にそういうことを勧告なさつたり、あるいはそういうべきだということをこういうところできっぱりおっしゃるということをが国民の期待にこたえる道じゃないですか。そして私は、この問題の結論として、あなたが精一ぱいストライキを回避したいんだという気持ちで、しかも、世間の常識的な、あるいは労働者も納得をする、こういうものさしに依拠して事をお考えになるということが必要じゃないですか。これはむしろ何だか私どもの党のほうがあなたの仕事をお手伝いすることになるような質問で、私もおっしゃっていただければ少しの間で退席しても

いまのままでは自主解決の可能性が少ないような気がする。なぜならば、去年よりも三分の一も安い世間の傾向よりも安い、こういうことでは自主交渉の解決の条件というものにはどうもならないように思う。おそらくあなたもそうお思いでしょう、率直な御感想を述べてください。それが一つ。

それから、あなたは聞かないというふうに言われていらっしゃるので、聞かないという人に聞いてもらうと言つても仕方がないから、一般的に言いましょう。どうもこのままでいけば第三者に依存しなければ解決しない。これはことばをかえて言うならば、第三者ですから、どうしてもあとで問題にしようと思うけれども、ほんとうにとめるかとめないかというようなことについてはわりありい気楽ですよ。ところが、これは労使の直接の者から見ればなかなか深刻な話であるはずだと思う。それで、あなたは国民の立場を考えて見れば、こういう事態を労働者に納得させて解決させ

そういうことも、先ほど来私が申しておりますように、これではたして整つたといつていいのか、整わないといつていいのか、これはそういう点まで私がはつきり民間の企業のこの種の問題について言うということは、いまの私に与えられておる权限からいって、はたしてどういうものであるか。むしろそういうことを私が表明することは、労使間の自主的な解決、こういうことにやはり多少なりと口ばしを入れる。こういうことになりかねませんから、私はむしろ遠慮すべきじゃないかとうふうに思っております。

それから、このままではストに入らざるを得ない、回避はできないからこれの解决に乗り出すべきではないかという御示唆だと思いますが、この点も、私が労働大臣の立場において解决のために乗り出すというようなことはいま考えておりません。

○野々山一三君 そういうふうにおっしゃると、どつちみちストライキはどうなつてもかまわない

○國務大臣(小平久雄君) 重ねてお答え申し上げるわけですが、私としては、先ほど申しておりますように、極力団体交渉によつてきめてもらいたい、このことはもう委りないわけであります。まあそれだけお答えすればいいのかもしれません、その先の何かお話によると、経営者団体が中労委にもう持ち込むつもりでいるというようなお話をありましたが、私は、実際のところ、まだそんなことは何にも聞いていないのです。これでは実際聞いていません。ですから、はたしてこれは持ち込むのか、持ち込まないで、ほんとうに私の気持ちのようにやつてくれるのか、これはいまとところ凡どもは判断できません。

○國務大臣(小平久雄君) 私鉄の事業が非常なる公
共性を持つておる、そういう点から申して、これが
が万ーストに入れば国民大衆に非常に大きな影響
を与えるということは、これはもう言わずしてだ
れもが承知をいたしておるところだと思います。
したがつて、われわれ政府にある者が、でき得れ
ば極力これを回避するようにしてもらいたい、こ
ういうことは当然の私は考え方であると思いま
す。この点は、しかし、また労使双方に私どもは
望まざるを得ないのでありますて、どうしたなら
ばこのストを回避でくるような点で妥結ができる
か、まずもってこの事業の性格というものを労使
双方に

なければならない、こういう責任がある。そのことを三つ束にして、いまあなたは、ほんとうに自己交渉で解決してもらいたい、また、そのストラテキというものが、かりに権利であろうとも、回避できるようなことに対する最善を尽くしたいと、いう気持ちをお持ちだろうと思うが、その気持ちを述べていただきたい。おそらくそういう気持ちがあると思う。解決に乗り出さなければいけない、回避のために努力しなければならない、おれにはその責任がある、こういう気持ちがおありだと私は信じている。そのことの二つについて、抽象的な人の話みたいにしないでお答えをいただきたい。

という、大臣のことばじりみたいでありますか、
善意であなたがここでものを言われる言い方が
与える影響といつもののがやっぱりあるという見方
なんです。だから、あなたも非常に舌を短くして
しまっている、そういうものだと思いますね。ただ、大臣ね、この点をあとで公社の人にも聞きました
すけれども、何といったって、この事態で私鉄が
労働者を納得させて、早く解決するということ
が、議論はあろうとも、公企体などに決定的な影
響をもたらす。ここではあなたは黙っちゃいられ
なくなる。そういう因果関係を知らないはずのあなたではない。山ほど知っているはずのあなたが
舌を短くしている。しかし、そのときには私の

○野々山一三君　はたしてあなたが考へてくれる

双方がよく認識をされて、でき得る限り賃金の問題

○国務大臣(小平久雄君) 経営者団体が回答を今

責任じやありませんとか、権限じやありませんな

んというふうには、これはおっしゃっていらっしゃる前に軽い意味で、あせんなり調停なりに持ち込まれて解決することが、この事態では手段として最善じゃないけれども、必要だと思う、こう言われたわけですけれども、のことだつてやはり影響があるんでしよう、ありますよ。だから私はしつこく聞いてる。もとに戻して、自主交渉をやるという責任を私鉄の経営者に与える國の大臣としてそういうことを考えてるということが意味がある。だいぶ抽象的でけれども、やはり干渉がましいことはということよりも、私は、一口にあなたは最善を尽くしてこのストライキは回避したいものだと思ってる、こう言わることを国民が一番期待している。そうして労働者が期待していることは、自主交渉で解決するということを一番期待している。これを期待していいというふうなことをあなたが言われるならばもう一ぺん言いますが、あなたは無責任なことになります。こんなことはしまっておきますが、いまの二点について、もう一へん繰り返してあなたの率直な気持ちで解決できるということにならないかという角度からお答え願いたい。

い、結局持ち込むか持ち込まぬか、これはもう劣使双方の考え方によらざるを得ないと思う。私がどうすべきだというようなことを申し上げる立場には私はないと心得ておるわけあります。

もう一点は何でしたかね。

○委員長(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記を始めて。

○野々山一三君 これからちょっといろいろな事情を確認るために、各公社、現業機関の皆さんにそのまますばすばいくかもしませんが、あしからず。

私はいま労政局長にとりあえず聞きたいのですが、公企体などの団体交渉や、その後進行していく調停の事情をあとでそれぞれから伺いたいのですがけれども、その前提として、ほくの認識が間違っていたら訂正していただきたいのですけれども、各公社、現業機関でやられている団体交渉、ことしの賃金紛争でもいいですが、一体どういう事情なんですか。どうもそれこそ七、八回紙でやりとりして説明し合いっこし、言い合いっこしているということで、他のいろいろな問題の場合などとは全然違って、どうも団体交渉というふうに言っているのは、私は昔山ほどやってきた人間として、このごろ労使の諸君があれを一休団体交渉と言つていぱつていられる状態なのかと見られる節がある。あなたの法律を扱っている労政局長として、一体ああいう状態はどうなつているのかといふことを含めて、団体交渉なのか。それから調停という次の段階、調停というのは大体二ヶ月になりますりかかっているのですよ。事情聴取で六十日のうちの五十日何日かけておつて、あと日切れの三日か四日という日に調停打ち切つた。そんなことで調停ができると思ってるのですか。そういうことではどうしたって、残念なことに組合だって好ましいことじゃないのです。だけども、実力行使いうことじゃないのです。だけども、実力行使のじやないかということです。そのことば上の団体交渉とか、そんな話はどうだっていいです。

ちの常識上あまりない。やはり要求を出して数回やれば大体経営者のほうの腹もきめてくる。労働組合側のほうも回答が出るまで待つてと、こういうことで、やはり団体交渉というものは、現実の問題として、回数さえ多ければそれが団体交渉だ、こういうふうにはならぬのじゃないかというふうに思います。

それから、調停でございますが、したがつて、そういうことで団体交渉の場においてお互いの資料の検討的なことになつておつて調停の場に持ち込まれる。しかし、調停の場になりますと、やはりそこまで資料要求、資料の説明、こういうふうなことになりまして、実際に、大体最近では調停委員会の場において三回程度各調停委員会で事情聴取を行なう。それから合議に入つて調停不能かどうかということです。それで当局側の回答と申しますか、意思表明があまり委員会の用をなさないということから、結局調停を打ち切つて仲裁に移行せざるを得ない。あるいは、まあ數年前だと、組合側のほうからの仲裁申請、あるいは労働大臣からの申請ということで仲裁に切りかえられる、まあこういうことでございます。労働省としては、公労法を所管しているたてまえからいって、団体交渉、あるいは調停の場で当局側もやはり民間並みとまでは予算上資金上、また、政府の関係機関という立場もあって、なかなか私民間のようなふうにはいかぬにしても、やはり法の許す限りにおいて、自主的な実質上の労使関係と申しますが、当事者能力と申しますか、そういう関係の面で前進してほしいというのが、われわれ労使関係を担当している職責を持っている者としては、常々望んで今日まで至つておるわけでございます。

○野々山一三君 結局二つのことがその中から言えると思うのですがね。一つは、数だけではない、団体交渉というのは数だけじゃないが、民間なら二回か三回で回答が出てしまう。ところが、三公五現にそれらしい回答が出たところがありますが、それが一体団体交渉なのかというこ

とですね。それから、あなたにすぱり聞くけれども、何年以降調停案が賃金について出たことがあるかということについては、各調停委員会でそれぞれ行なわれる。それが毎年こういうふうに、その法律上の二ヵ月が切れた場合には労使双方が時間の関係から各委員の都合を調整するといふのは事務局でやっておりますけれども、事務局長がとやかく調停の進行について実質上のさいはいを振るうということはない。そういういろいろの調停委員会をどう運営していくか、どう持つていて、その調停委員会の予定が出され、それについての調整といいますか、委員会の開催される日時とか回でいいとかということで事務局がきめる、事務局長がそういうものを支配と申しますか、干渉するということは、われわれが承知しておる限りではないのです。各調停委員会ができた場合に、どうかということについては、各調停委員会でそれを決めて、あなたが問題にするように、要求がうんと早く出る。時間かせがれたってどうしようもない。だまつて普通のことというか、成り行きを見ておったならば、いつ問題がどうなるのかわからぬ、こういうことになるんですね。そういうんでですか。そのところの認識をもう少し聞きたい。

○政府委員(三治重信君) 調停のあり方がどうあるべきかということについては、いまさら議論しても問題解決にはなりませんが、従来の調停委員会の事実の経過については、いまさら議論したりでございますが、この調停委員会の運営は、各労使公益で構成され、各公社当局との調停委員会が構成されて、その調停委員会で運営されるということです。そこでございまして、公労委の事務局長が調停をどうこうするとか、やれ二回でいいとか三回でいいとかということで事務局がきめる、事務局長がそういうものを支配と申しますか、干涉するということは、われわれが承知しておる限りではないのです。各調停委員会ができた場合に、

別の行動がとれるといふ規定がまあ慣習化して、二ヵ月間は調停の場が持たれているというのが、悪いかい別といたしまして、現実でございます。これにはやはり労使双方がお互いに從来の調停までの主張というものを何かこう歩み寄りを示す体制がなければ、やはり調停委員会としても実質上の機能ができないのじゃないかといふことは事実でござりますが、それがなかなか思ふように今日まで調停委員会としてできなかつたということは、また率直に認めざるを得ないと思ひます。

○野々山一三君　そうすると、結局その歩み寄りなどということがあまりない、そういうことですね。——そう答えてください。

○政府委員(三治重信君)　御質問のように、調停委員会の場で労使の事情聴取、あるいはその調停委員会の機能として、調停委員である労使公益が調停案なんというものの実質上の作成の機能ができるまでに、なかなか今日まで十分機能はしていなかったということは認められると思います。

○野々山一三君　要するに、歩み寄りがないというのは、団体交渉という一般的概念、それから、団体交渉で事を解決するという基本的な理屈、この二つからいってそういうやうなものを団体交渉というふうに——ほんとうの意味で団体交渉に躊躇が入っているというふうに言えるだろかといふことについてあなたの考え方を聞きたいと先ほど言つたのです。それから、第二番目には、まあ調停のことは事務局長がどうこうということは言わぬでもいいんだよ。そういうことを言うくらいのなら、なぜもとぼくの言うことをはじめに答えないといいのか。聞きもしない余分なことを、そんなことをだらだらとしゃべっているということだ。だから、調停も本来の機能を果たしていないようだといふふうに言われるのかどうかということを、公労省を扱つていらっしゃるあなたとしてどういうふうに説明どおりからいけば、そのことを調停機能といふ理屈から言ってあなたはあれでいいんだといふふうに思われるのかどうかということを、

にお考へなんですか? ということを聞いてるわけですが、中身がないということであるならば——それは前提ですよ。それから、もう一つ。というより、どううしてもう一つ。というよう、何でそういう中身のないような、交渉らしくない、観念のやり取り、つまりは、あるなれば——それは前提ですよ。あるなれば、何でそういう中身のない、交渉らしくない、観念のやり取り、つまりは、一体何だということをあなたの理解しているものから答えてもらいたい。本来、私どもが昔やつておったじぶんには、いやしくも調停段階では、それこそ一発回答になるかどうかは別として、調停案をつくり上げた。もう三百円出せば妥結する、もう五百円出せば妥結するということで、それこそほんとうに労働委員会、使用者側、われわれが、全く身を削る思いで事態を回避するために真剣に取り組んだ。これは労働組合の諸君もござるけれども、経営者の諸君もってそうだ。一体それが労働問題を扱う者の態度なのかといふとでは私は意見がある。そういう気持ちを含めて私はあなたに聞いてるわけですから、まあ気持ちのことは別にして、実体的に、客観的に、客観的に見てそれがいいことなのかということを三つの観点から答えてもらいたい。

表現は違いますけれども、国家公務員あるいは民間、さらに生計費その他の事情、一般的に経営者能力、経営者の支払い能力というようなもので認められなければならぬ、こういうふうに書いてあるわけでございます。したがつて、春の春闘で賃金をきめるというふうになりますと、私たちにはやはり民間の賃金の動きを見て、そうして当局者が何らかのアクションをとるのがやはり一番スマーズな行き方じやないかというふうに思つてゐるわけでござりますが、それに対して、先ほどから申し上げましたように、組合側のほうの実際の要求、行動というものが、やはり必ずしも民間の賃金の動き、あるいは経営者側のほうでは予算が三月ペースと合つていないと、そこにもやはり形式的に流れてきた原因があるのじゃないか。そうしますと、やはり経営者側のほうでは予算が三月限度で通つてしまつ。一応財政經理の問題がワクがはまつてしまつ。それから、一方、組合側のほうでは、民間の動きよりか早いペースで賃金要求なり何なりが出てくるというふうになる。なかなかそこに両者の歩み寄ろうという、また、歩み寄るような交渉が行なわれ、また、調停が行なわれるような場が非常にできにくいような状態に客観的にあるのじゃないか、これを何とか事実問題として詰めていくことによつてもつと実質的な前進があるのではないかというふうに考えております。

○委員長(阿部竹松君) ちょっとと速記をとめてください。

速記中止

○委員長(阿部竹松君) 速記を起つて。
ただいま森委員の発言もございましたので、斬
時休憩いたします。

午後三時半分休憩

午後三時四十三分開會

いまより社会労働委員会を開会いたします。
労働問題に関する調査を議題として調査を行な
います。本件に關し御質疑のある方は、順次御登
壇を願います。

ついての団交の経過、いまの御質問の点についてお答えをいたしたいと思いますが、四十一年度の新賃金につきましては、御承知のように、昨年の十一月にそれぞれの組合から要求が出てまいりましたとして、その要求の額その他は御承知のとおりでございますが、その組合の要求のおもな理由といいましては、物価の上昇がはなはだしくて生活が苦しむ、それから、民間賃金、公務員賃金に比して国鉄の給与は低い、こういう二点がおもな点でございますが、それをめぐりまして私どもは団体交渉に入った。そこで、私どもが申した点は、現時点においては——当時団体交渉をやっておる時点においては、民間とのバランスはとれているというふうに考えておる。ただ、しかし、四十一年度ということになると、先ほど局長のほうからもおっしゃいましたように、その時点ではまだ民間のベースというものは不確定要素である、また、公務員との比較につきましては、これはなかなかむずかしい問題でございますが、いろいろ職

して、まず新国労が二十二日、國労が二十六日、勲労が三月の十日と、それぞれ調停の申請をいたしましたわけでござります。で、調停の段階におきましては、先ほど先生のお話のございましたごとく、それぞれ事情聴取がございまして、その段階におきましても、私どもは法律に定められておる国鉄職員の賃金の考え方、生計費、公務員、民間のベース、また、支払い能力その他との問題といふことのうち、民間のものが出そろっていないということを申し上げておる段階でござりますが、今日の段階におきましては民間も相当出てまいりまして、私どもが注目しております鉄鋼についての回答もございました。ただ、私どもと同種の産業である私鉄につきましては、本日回答がなされたそうでございますが、それらの成り行きといふものを考えながら、私どもは、いまそういう条件がだんだん出てきてきた段階において慎重に検討をしておるという段階でござります。で、御質問の、当事者能力があるかないかという問題につ

○説明員(土生滋久君) それでは、郵政省における従来の団体交渉の経緯及び当事者能力の問題についての考え方について御説明をいたします。

団体交渉でありますと、十一月の下旬に組合から、十一月以降の賃金引き上げの要求が出たわけであります。その後三月九日まで団体交渉は六回やったわけですが、その内容は、組合の要求の理由といたしましては、組合によって若干の違いはありますけれども、大体共通していることは、昨年の仲裁裁定の六・二五%のアップ程度では非常に不満であるということ、それから、その後の物価上昇等を考えても、相当ベースアップする必要があるというものが、まあその辺が中心であります。で、私のほうといたしましては、やはり先ほど労政局長さんからお話をありましたけれども、賃金に対するものの考え方といたしましては、給与特例法で原則的なことが規定されているわけでありまして、結局公務員の給与でありますとか民間賃金でありますとか、そういうものの主

とか、話を詰めるために私どもはこう思つていて、それなのに組合が言うことを聞いてくれないということがあるならば、そういうことも全部實際を一べんそのまま述べてもらいたい。そうして、結果として団体交渉が賃金に關しては進まないという理由があるならば、それも述べてもいいらしい。私が聞くことも、先に結論を申し上げておきますが、先ほど第二のポイントとして申し上げた賃金に関しては当事者能力というものがあるのかないのかということが第一の質問なんです。でありますから、たいへん恐縮ですけれども、しかるべき順番で各公社の実情を並べて、これでいいというならば、胸をそらして、これでいいというようなその自信のほどを、これで十分ストライキも回避できますし、何でもやるという、それを胸を張つて答えていただきたい。そのことを国鉄から順番に、たいへん恐縮ですけれども、ずっと全部答えていただきたい。

務内容をそれぞれ照合して高いか安いかということは、これは資料等もそう完全なものがございませんので、むずかしいわけでございますが、平均賃金では国鉄のほうが上回っておるということは、これは言えるわけでございます。その他伸び率等については、これもたとえば三十七年を基準として考えると、伸び率においては国鉄のほうが低いということもある。また、生計費につきましては、まあ短期的と申しますが、昨年の四月の新賃金が決定されたときから考えますと、いわゆる消費者物価の指数から見て多少は伸びているけれども、どう大きく上昇はしていないというようなこと、また、長期的に見れば、賃金の上昇率と物価の上昇率とを比べてみると、賃金の上昇率のほうが上回つておるというような点、また、こちらの資金の状態、財政の状態からしても、組合の要求するような大きなベースアップというのに満足できないということです。二月の下旬に至りま
きましては、これはいまでもしばしば議論されてきたところでございますが、予算なり法律なりを非常に形式的に解しますと、基準内賃金の増額ということについては、国鉄が国鉄限りでこれを変更するということは形式的にできないという状況にあることは御承知のとおりでございますが、予算なり法律なりというもので制約があるということは、民間の企業等と比較いたしました場合に、完全な当事者能力と言えるかどうかには問題があるうかと存じます。ただし、そういう形式はございますが、国鉄の経営とということを考えまして、実質的な財源があるかないかというほうがむしろやはり問題は大きいのではないかと私は考えております。そういう意味において、この問題は、全く当事者能力がないというのも誤りであるかと思いますが、さればといって、非常に大きなベースアップというようなものをやるというのが当事者能力だということに解されれば、そういうものには相当な制限があると言わざるを得ないかと考えております。

として、その他の事情も勘案してきめると、こういふことになつてゐるわけです。したがつて、その要求に対しましては、十二月の下旬に文書で回答してもらいたいといふことでありましたので、とりあえず結論的なことについて、昭和四十年度の仲裁裁判を実施したばかりであつて、その後年度内に再度の賃金改定を必要とするほどの事情変更が生ずるとは考えられないで、それは応じられないということが一点。次に、四十一年四月以降につきましては、民間賃金の推移を見きわめてから回答するという回答をいたしました。その後、一月以降、その回答をめぐつて五回団体交渉をやつたわけですが、結局組合の主張されるのは、民間賃金のあとを追つかけるようなそういう賃金のきめ方は困る、日本の労働者——民間賃金そのものも日本の場合は低いのであるから、われわれもやはり民間の労働組合と一緒になつて日本の賃金水準をよくしようという考え方にしてゐるわけであるから、そういう立場で受け取つてもらいたいということが非常に強く主張されるわけあります。そういうふうになりますと、私どもは、やはりこういった国営事業という性格から考えましても、そういう形での検討ということ是非常に問題がありますし、また、いまの給与特例法の精神からいいましても、どうもそれは少しつれやはしないかという解釈を持つておりますので、四月以降については、やはり民間賃金の動きを見てからでないと回答ができない、だからその回答は待つてもらいたいということが結論議の一番大きな対立点であったわけです。結局待つてくれ、待てないということでお、組合のほうから三月中旬に公労委に調停申請をされたわけであります。その後、三月の下旬から昨日までであります、調停委員会は三回開催されました。その調停委員会において双方の事情説明をしたわけですが、やはりどうしても根本問題が対立しておりますて、たとえば民間賃金のどこと比較するか、どういったような具体的なデーターの話になかなか入らないわけです。組合は組合としてのある程度の

資料もお出しになりましたけれども、やはりどううしても根本問題がひっかかっているということです、今まで双方の態度にあまり変化はありません。ただ、先ほど豊原さんもおっしゃいましたように、ごく最近、民間、公務員におきましても若干の動きがされております。これは経営者側の回答という段階でありますと、妥結したときまたたといふところはまだ比較的少ないようでありますけれども、いずれにしても動きがあらわれています。また待ってくれ、待てないということだけでは、言うなれば玄関口でいつまでも対立を続けていたということは、やはり労使紛争の解決ということにとつてはどうかということで、ある程度の民間の動きが出たのを手がかりといたしまして、結局それによって今年の民間の賃金の動きといふようなものが見通せるかどうか。私どもは特定の産業、特定の企業にならうということではなくて、やはりこういう事業でありますから、民間の全産業一百人未満の企業規模、百人未満のような小企業ははずしますけれども、少なくとも千人以上をも含めて、百人以上の全産業の動きというものを一つのわれわれの場合の基準にしたほうが適当であろうと思っているわけですが、それがどうなるかという推定の手がかりとして最近における動きを見ているわけであります。そういう意味合いにおきまして、まだわれわれといたしましては、ほんとうに自信のある見通しといふものはなかなか困難だと思いますけれども、しかし、おっしゃるように、紛争をいつまでも続けていくことは好ましくないことでありますし、いろいろ他の会社、現業さん方と連絡協議いたしまして、ある程度自信の持てる見通しがつくならば、いわゆる有難回答というようなものもできないかということです、目下検討しているわけであります。

ると思っております。ただ、つまり貨金がいかか
るべきかというようなこと、そういうことで組
合と意見を交換して、自主的な判断そのもの
が言えるという意味においては、私どもは当事者能力
はあると思っております。ただ、これを実施し
うという段階になりますと、郵政省だけでは給付金
総額の変更はできないという問題があるわけであ
りますし、また、資金上の問題もからんでくる想
合もあるわけです。その場合は、やはりわれわれ
として必要を認めれば、やはり政府内部で大いに
努力して、自分のところだけではできませんけれ
ども、関係の向きとも協議したりして、それが実現
できるようにする義務がある、かように考えて
いるわけです。しかしながら、やはり現行法によ
りますれば、団体交渉あるいは調停だけでは給付
総額の変更という手続は予算総則からいつてもで
きない、最終的には国会の問題にまでいくとい
うことになつてゐるわけでござります。これはやは
りそういう制度にあるわけでして、そういう状態が
にあるということは制度のとおりでありますから
ら、実施の問題については条件つき当事者能力と
言えるのではなかろうか、かのように考へてお
ります。

ういたしましても、四月以降の賃金についてい
は、民間の動向その他を見なければ返答ができないこととで、それまで待てぬところから組合のほうで調停申請が出されております。そ
の後三回事情聴取が行なわれました。そろそろ有
額回答をすべき段階であろうと、いま鋭意検討中
でございます。

当事者能力の問題につきましては、今まで申
されたところと変わらないように私は考えており
ます。

以上でございます。

○委員長(阿部竹松君) 次に、林野庁の森職員部
長にお願いいたします。

○説明員(森博君) 林野庁の全林野労働組合から
は、十一月二十九日付けで、十月一日以降八千五百
百円の引き上げ要求書が出ております。日林労か
らは、十一月十一日付けで、六千八百円の引き上
げを要求する要求書が出てまいりました。以後、
全林野に対しましては九回、日林労に対しては八
回の団交を続けてまいったわけでありますけれど
も、それで、当方の回答をいたしましては、公務
員との関係を検討し、また、民間の賃金の動向も
見た上で回答いたしたいということまでいってき
ているわけであります。三月十四日に調停に上が
りまして、それ以後三回の事情聴取があつたわけ
であります。だんだん民間の動向もはつきりして
まいりましたので、有額回答を出そうと考えたと
ころで、目下検討いたしております。

○委員長(阿部竹松君) 次に、電電公社総務理事
の行広君にお願いいたします。

○説明員(行広清美君) 電電公社についてお答えを
申し上げます。

第一に、團体交渉の経過でございますが、全電
通労働組合から十一月三十日に要求が出てまいり
まして、その要求の内容は、四十年の十月一日以
降、一定額六千円プラス九・三%の賃金を引き上
げることでございます。これに対しまして、私どもいたしましては十二月七日に回答をいたしました。で、その後三月十三日に至りま
をいたしました。で、その後三月十三日に至ります。

は、主として三つございますが、第一点は、消費
者物価とか公社の賃金の関係、民間の賃金水準と
公社の賃金水準の関係、また、公務員の賃金と電
力公社の職員の賃金の関係でございます。いろい
ろと実のある団体交渉をやりましたのでございま
すが、最終的には対立いたしました点は次の点で
ござります。

十年度の賃金は、同一年度に二度の引き上げをするという主張は全く認められない。また、昭和四十一年度の賃金につきましては、民間の賃金相場が出そろつてから回答する。また、昭和四十一年度の賃金につきましては、民間賃金とともに、次のような諸点についても十分留意して回答しようとしていることを申したのでござります。それは昭和三十六年と昭和四十年の賃金センサスを基礎として比較いたしますと、実質賃金は約二・七%を下回つておる。第二は、三十六年四月と四十年の四月の基準内の平均賃金の実質賃金比較では、約四・三%の伸びだ。三点は、最近における物価は、三十九年度平均に比べまして七ないし八%ト昇しております。昨年の六・二五%の賃上げは、物価上昇に比べまして、実質賃金は一ないし二%ト低下しておる。四点は、以上いずれにいたしましても実質賃金が低下しているのは事実である。第五点としまして、民間賃金との比較においては、社員の賃金が約千四百円低い。以上の点でございまして、しかし、民間相場が出そろつてから回答するという点につきまして議論が集中いたしまして、民間相場が出そろつておらない現在において実のある回答をするということはできないといふことでございますので、これ以上團体交渉を繼續しても効果がない、こういうことから、全電通労働組合のほうから三月十四日に調停が申請されただのでござります。今日まで二回にわたりまして事情聴取がございました。私どもは、先ほども申上げましたように、民間相場が出そろつてから

回答する。その場合において、電気公社総裁が回答し得るというふうに判断をいたしました時期が、たまたま調停の審議の期間中に出てくるようになりますし、その他主要企業につきましても、だんだんと具体的な妥結を見ておるような次第でござりまするし、また、先ほど調停委員会の機能が問題に関連いたしまして、歩み寄るという問題も出たのでございますが、私ども調停段階におきましては歩み寄りの必要があるということはやはり認めておりますような点もございまして、であります。ただ、早い機会に有額回答をするということも必要ではなかろうかというふうな観点から、現在鋭意検討をしているような実情でございます。

第二点の当事者能力の問題でござりますが、先ほど来いろいろとお話をござりますように、私も公社法におきましては給与の原則が定められておりまして、公務員の給与、また、民間の賃金その他の事情を考慮して定めるということになっております。その点につきましては、一応当事者能力は与えられているのでござりますが、実際の運用におきましては予算の制約等がございまして、十分その能力を發揮するということがむずかしいような実情にあるというふうに考えております。

○委員長(阿部竹松君) 印刷局長の遠藤君にお願いいたします。

○説明員(藤澤胖君) 印刷局の状況を申し上げます。

昨年の十一月三十日に、全印刷労働組合から八千五百円のベースアップの要求がございまして、自來、本年の三月二日まで十回にわたりまして團体交渉を行なつたのでござります。その間、私どものほうでは、四十年度内に再度の値上げには応じないという点と、四十一年度以降は民間との給与状況を見てから回答したいという態度を表明をしておったわけでござります。なお、団交中におきまして主として議論が多かった点は、四十年度

内に再度の賃上げをすべきかどうかという点が議論の多かった点でございます。また、その間、労使双方から、民間、公務員等との賃金比較のデータを双方で示し合いまして、議論をいたしましたのでござりますが、残念ながら、今日まで一歩み寄りを見ておらない状況でございます。なお、そういうようなこともございまして、三月二日に団体交渉は打ち切りとなりまして、三月四日に組合から調停申請が出されまして、三月二十五日以降三回にわたって事情聴取が行なわれてきました状況でございます。なお、団交中からの問題であります四十一年度以降の賃上げにつきましては、民間の給与状況等もだんだん明らかになってきておる実情でございますので、近く何らかの回答をいたしたいということで、他の方面とも連絡をとりまして検討をいたしておりますのでござります。

なお、当事者能力の点につきましては、他の公社等と同様の実情にあるのでございます。

○委員長 阿部竹松君 次に、専売公社総務理事の新井君にお願いいたします。

○説明員(新井喜一君) 専売公社の交渉経過につきましてお答えをいたします。

全専売労働組合から要求が出ましたのは昨年の十一月二十四日でございます。基本給一律八千円のほか、若年層の賃金引き上げを含みます要求がございまして、四十年十月一日から実施をしてもらいたいという内容でござります。要求の内容の理由をいたしましては、御承知かと思ひますが、ども、組合員の生活が非常に低い水準に置かれておるということ、物価上昇によつてさらにそれが圧迫をされておるということ、民間の一流企業との理由が述べられたわけであります。それを受けまして、十一月二十四日から十三回にわたりまして交渉を持ったのでございます。この間、組合との理由が述べられたわけであります。それを受けまして、十一月二十四日から十三回にわたりまして、つかつてこれまで非常に苦しい状況である等いたしましては、先ほど申し上げましたような理由につきまして種々資料を提出をし、私どもとい

公社職員の賃金の系統のルールと申しますか、原則が公社法にござりますので、国家公務員との比較なり、あるいは物価、生計費なり、さらに民間賃金との比較等に対する資料を提出いたしまして公社側の見解を述べたのでござります。当社といたしましては、私どもの資料によりますれば、これらの事項を総合いたしまして、専売公社職員の賃金を引き上げなければならぬと申す事情にはないと思われるということを申請いたのでございまして、しかし、たまたま春を迎えたとしておることでもございますし、春の段階で民間企業の賃金が動くということも通常でございますので、今後の民間賃金の動向を十分に勘案して回答いたしたいということを述べたのでございますけれども、組合側はこれを不満といたしまして、四十一年三月十四日に調停申請を行なつたのでござります。自來、三回の事情聴取が行なわれまして、労使とも從来の主張を述べ、資料を提出いたしました。なお、三回目におきましては、調停委員から、この段階においてと申しますのは、民間の一部企業において経営者側から回答が行なわれ、あるいは妥結をしたものもあるが、今日の段階で公社の見解はどうかという質問がございました。これに対しまして、お話をよろしく、民間賃金の一部につきまして回答が寄せられ、あるいは妥結をしたものがあることはそのとおり新聞で承知をしておりますけれども、現在の段階では民間賃金の水準をはかるとともに十分ではないように思われますので、今後の動向を十分注意をいたしまして、先ほど申し上げます他の公務員との比較なり、あるいは生計費等と総合いたしまして公社側の態度を固めて、回答なり、あるいは公労委に対する見解を表明いたしたいと述べられたのと大体同様の考え方でございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

ち、民間の給与ベースというものは当時不確定である。それで、ほかの物価の問題、公務員の問題については先ほどのような見解を持っておったわけでございまして、ゼロ回答といえば結果的にゼロであったわけでございますが、しかし、民間の給与が出来そろえられるという態度は初めから持つておったわけでございます。したがいまして、いまの状況下におきましては、先ほども申し上げましたように、それらを勘案していま検討をやっておるという段階でございます。

で、しかばい回答するのか、あしたやるか

という御質問でございますが、ただいまあしたやるということを断定的にお答えはできない状態でございまして、もう少しあるいは検討に時間を要するということもあります。

それから、昨年の仲裁裁定からあと物価の問題でございますが、私どもは全都市総合の消費者物価指数といふものを四十年の四月と四十年の暮れ、ないし四十一年の一月、二月当時と比べまして、そう非常に大きな差はないという数字をもつてそういう考え方述べておったわけでございました。

あと、公労法十六条その他の問題がございますが、私どもといたしましては、従来からそういう協定ができると法律にあることは、もちろん私も承知をいたしております。今回的新賃金の問題につきましては、いま申し上げましたような事情でございましたので、こういう経過をたどり、いま民間の相場が相当に出てきたという段階でいかなる回答をするか、何らかの回答をしたいという立場をもつていま検討をいたしております、こういう状況でございます。

○委員長(阿部竹松君) 次に、電電公社総務理事の行広君にお願いいたします。

○説明員(行広清美君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、四十一年度のベースアップの問題でございますので、その場合に、四十一年度における民間の賃金相場が出てから回答する。ただ、その場合に、先ほども申し上

げましたような実質賃金の低下等の問題をあわせて留意いたしまして、その段階で回答いたしました。この点については、先生御指摘のように、いろいろと考え方、受け取り方があるわけでござります。この点については、先生御指摘のように、いろいろと考え方、受け取り方があるわけでございまして、団体交渉におきましてもいろいろと深刻な議論もいたしましたのでございますが、公社法三十条にありますように、民間の賃金も参考するといふことになつておりますので、それが得出たところで回答いたすということで申し上げてきた次第でございます。

また、公労法十六条の関係につきましては、私も御質問の趣旨は理解しておりますつもりでございますが、今回具体的な回答をしなかつたというふうにつきましては、十六条との関係を顧慮してその段階で申し上げたわけではないのでございます。また、当事者能力があるということを申し上げたのでございますが、それは予算等の制約もありまして、実際の問題といたしまして、運用上の問題につきましては、十分それを發揮するといふことが非常に困難である、こういうふうな趣旨で申し上げたつもりでございますので、そのように御理解いただきたいと存じます。

○野々山一三君 そのお二人にもう一回念のために聞きますが、豊原さん、三回目だから調停で、基幹産業や鉄や、類似産業である私鉄の賃金の動向は今月下旬だと思うけれども、出るはずであり、それを見きわめて今月下旬に調停の場で回答するという趣旨のことを答弁されたのですね、国鉄のやつは、あれは二十五日でしよう。二十五日で調停は切れるわけです。調停の二ヶ月が過ぎるわけです、私の承知しておる限りでは。事務局長が出てこないから困るのだけれども、あした調停の合議があるだけですよ。あしたを除いて、一体あなたは回答すると約束しておるのだが、回答す

対して多少疑い深くなるのです。あなたの人の柄といふことはわかっているから、私もありうるさいことは言わないけれども、しかし、話のつじつまだけは合わせて、きちんと誠意ある処置をしていいということが大事であるので、そのことについてあなたは関係方面の了解を得てと言っているけれども、関係閣僚会議はあした回答すると言っているのだけれども、それでもやはりあしたやるかやらないかわからないというふうにおっしゃるだけなんですか。そのところを、調停委員会で言つたことは間違いないですねということ、そのことについて伺いたい。

それから、行広さん、その十六条というものがあるということは知っているけれどもということですが、十六条といふのは、予算的な制約とか何とかいうことがあることを前提にして調停の成り立つことを要求している、そうでしょう。その法律論はお認めでしよう。なのに、それを全然使わないという、あなたのずっとおっしゃってきました理屈からいって使わないという気持ちはどういうことですか。使わなかつた気持ちはどういうことですか。いまでも使えるはずですよ。そのことについて、やはり何となく積極的に使わないとどう気持ちはある気もしますが、どういう理由ですかということをお聞きしているわけです。で、あなたのはうは、たしか二十五日でしよう。それで二十六日ということのストライキがいい悪いは別として、たいへんな事態にあるということを考えるならば、あなたは早く有難回答をしたい、こいつういうふうにおっしゃつたわけですよ。たいへんおやりになる、そして事態收拾を考える、こいつお気持ちはわからぬといふふうに受け取りたいのですけれども、間違いがあつたら御指摘をいただきたい、その二つについて。

○説明員(豊原廉次郎君) 調停の事情聴取の段階におけるやりとりにつきましては、その場に出でおりました職員局長から答弁をいたさせますが、いま野々山先生のおっしゃいました二十五日で期

限がくるということはそのとおりでございます。また、二十二日が最後の調停であるかどうかといふことは、私は確実に承知いたしておりませんが、私どもの立場といたしましては、有難回答をいたしたいといふのは、あくまで事態を解決したいたいことでございますから、その事態におくいとことでございます。この点については、先生御指摘のように、ニニアンスが違いますが、いまのところは同じだとは出そろいつつある。そこは国鉄と少しニニアンスが違うけれども、まだ全部出そろつたとは思わない、一部出そろつたということですから、ニニアンスが違いますが、いまのところは同じだと思ふのです。そういう事態を前にして関係方面との話をするならするにしても、回答する気持ちはないか、こう聞いたわけですからね。第二の点では、もう一度前向きにお答えになつてください。

○説明員(行広清美君) 私どもといたしましては、先ほども申し上げましたように、歩み寄りをいたしますというたてまえから考えまして、できただけ早い機会に具体的な回答ができればやりた

いというようなことで、現在検討しておる最中でございます。

○森勝治君 国鉄の豊原さんにお聞きしたいのですが、いまあなたが最後で有額云々ということばを使われましたが、その前は何らかの回答云々と

いうことばを使われたのです。そこで、私は、有額回答をつきりお伺いしておきたいのですが、有額回答をするということをはつきり言われておるのか、その辺のところをもう少し明快にお答えいただきたい。

○説明員(豊原廉次郎君) 有額の回答をいたしました。

○森勝治君 そうなりますと、有額回答の御意思を表明なされたところは国鉄、電電、郵政、アルコールの四者でございますけれども、その他は有額回答の御意思表明なきものと理解してよいのか、有額回答の意思ありやいなや、未回答の方々にひとつお伺いしたいと思います。専売さん、林野、印刷、造幣。

○説明員(新井喜一君) 専売でございます。先ほど調停段階におきまして、調停委員からの質問に

対するお答えを申し上げたわけでございます。その際は、一部企業におきまして民間賃金引き上げの回答なり妥結を見たものもありますけれども、賃金水準としてこれを見きわめるにはまだ時期が早い、その状況をさらに関心をもつて見守った上で回答いたしたいということを申し上げたわけでございます。調停における私どもの見解は以上でございますけれども、現在の諸情勢を考えてまし

て、私どもいたしましても、なるべく早く回答

することを希望しておりますので、さような

先ほど申し上げました事情を十分検討いたしまし

た上で、早い時期に回答いたしたい、かのように考

えております。

○森勝治君 あと三者あるわけですが、専売の新井さんにお伺いしたいのですが、いま早い時期に回答をすること、私は有額かいなかといふ質問でありますから、早い時期に回答というものは有額回

か。これは大事なところですから、ひとつはつきり明快にお答え願いたい。

○説明員(森博君) ただいま専売のほうからお詫びましたように、林野庁といたしましても、

最近の情勢から早急に有額回答をいたしたいといふことで、せっかく検討中でございます。

○森勝治君 印刷は。

○説明員(遠藤辰吉君) 先ほど、現在の状況から見て何らかの回答をいたしたいということで検討中でござりますと申し上げましたのは、有額の回答といふ意味で申し上げたのであります。

○森勝治君 ただいまのお答えで、いずれのお役

所も有額回答の意思あるものとの席上ではつきり御答弁がなされ、意思表明がなされたわけであ

ります。調停にかかりましてから電電を除いて、他はいずれも三回、電電は二回調停といふこ

とであります。そこで、私は、さらに進んでお伺

いをしてみたいのであります。いずれの方々も、当事者能力の点については力を込めて、当事者能

力がある、あるということを明快に答えられてお

ります。ただ、郵政の方は若干違うのです。実質的な当事者能力があると、こういう答弁であります

が、郵政の土生さんにお伺いしたいのですが、そ

の他の方々はいずれも当事者能力があるとはつきり言つておられます。が、郵政のみは実質的な当事

者能力があると、こういうことがあります。が、一

般の当事者能力といふのは、他の官庁の方々が説明された内容と全く同一なものか、郵政のみひとり

別の考え方があるものなのか、この点ひとつお聞かせ願いたい。

○説明員(土生滋久君) 先ほどの私の説明があ

いは不備であったかもしれません。私が申しまし

たのは、組合との間の団体交渉において、自主的な判断によって意思を表明するという意味では、これは別に他からの制約も何にもありませんから、その意味の当事者能力は完全にあると考えております。ただ賃上げのよう、それが給与総額の変更を必要とするようなものであるとしたしま

すれば、これは郵政省だけでは実施できない、いろいろな予算総則、あるいは法律上の手続が必要となるわけでありまして、そういう意味においては、自分はいいと思つて判断したことでも、それが

ては郵政省だけではやっていけない。その面については、条件といいますか、制限付きといいますか、そういう当事者能力であろうということを申し上げたわけでありまして、おおむね他の公社、現業と同じだと思っております。

○森勝治君 電電公社にお伺いしたいのであります。が、先ほど野々山委員からも質問がありましたように、六・二五%の値上げがなされたが、実質的には、あなたの説明を待つまでもなく、七%か

ら八%物価が上昇いたしておりますから、あなたもこのことを言明されたように、一%ないし二%実質賃金の低下ということになります。したがつて、御説明にありましたように、民間よりも電電公社の職員はおしなべて千四百円低い賃金だと、こういうことであります。もしそうだとすると

ならば、いたずらに電電公社の職員を低賃金に縛りつけておいたと申し上げても私は過言でなからうかと思うのであります。しかるにかかわらず、

昨年は十六万人もこのことによつて処分をしてい

るわけであります。当事者能力があるならば、当然こうした民間よりも低賃金にあえぐ従業員に対する一般的の生活水準を向上させることができ

して、やはり民間と同様に、他の官庁と同様に社会一般の生活水準を向上させることが経営者としての当然の責務であろうと思うのであります。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざるを得ないというふうに考えておるのでございます。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざるを得ないというふうに考えておるのでございます。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざる得ないというふうに考えておるのでございます。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざる得ないというふうに考えておるのでございます。

何をかいわんやであります。したがつて、自分たちのそうした能力をたなに上げておきながら、組合側を十六万人も不当処分したということになる。ところ、われわれは先ほどのあなたの説明を聞いて、どうしても合意がいかない。したがつて、この点についてのひとつ見解を承りたい。

○説明員(行広清美君) お答え申し上げます。私ども、職員の給与の改善につきましては、で

きるだけの努力をしてまいつたつもりでございます。ただ、その際に、私どものほうといたしましては、公共企業体でございますので、企業の

発展とサービスの改善、あわせて給与の改善といふことで、社会的な御理解をいただけるような形におきまして給与の改善を進めていくというふうに考えておるのでございます。昨年度におきました

が、先ほど野々山委員からも質問がありましたように、六・二五%の値上げがなされたが、実質的には、あなたの説明を待つまでもなく、七%か

ら八%物価が上昇いたしておりますから、あなたもこのことを言明されたように、一%ないし二%実質賃金の低下ということになります。したがつて、御説明にありましたように、民間よりも電電公社の職員はおしなべて千四百円低い賃金だと、こういうことであります。もしそうだとすると

ならば、いたずらに電電公社の職員を低賃金に縛りつけておいたと申し上げても私は過言でなからうかと思うのであります。しかるにかかわらず、

昨年は十六万人もこのことによつて処分をしてい

るわけであります。当事者能力があるならば、当然こうした民間よりも低賃金にあえぐ従業員に対する一般的の生活水準を向上させることが経営者としての当然の責務であろうと思うのであります。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざる得ないというふうに考えておるのでございます。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざる得ないというふうに考えておるのでございます。

○山崎昇君 関連。二つばかり聞きたいのです

が、一つは、国鉄の方にお聞きしたいと思うので

す。あなたのさつきの説明ですと、全国の都市の立場からいいまして、これが債務を遂行せざる得ないというふうに考えておるのでございます。

いる。こうやって見ると、また労働者も国民も、実際いまの物価値上がりについては生活が困難だという感じをしておる。こういうのに国鉄だけがそういう物価が上がっておらないと、こういうことになります。この点ははつきりひとつ聞いておきたいと思います。また、どんな資料を使ってそういう結果が出ているのかもこの際お聞きしたいと思ふのです。

二つ目は、これは各会社に全部聞ねばいいですが、

これは何にも回答かないといふのはひどいと思うのです。そういう意味で言えば、労働者のストライキは、だれがどう言おうとも、正しいこれは権利行使となると私ども思うのであります。そういう意味で、先ほどあす回答するのかという質問に対して明言を避けたわけですが、有難うござります。そこで、一体いつごろそういう回答をするのか。これはもう日限が二十六日のストライキですから、二十五日まで、二十四日は答しなければならぬというのが全部の方々の答弁であります。そこで、「一体いつごろそういう回答をするのか」という質問に対する回答が、あさっては土曜日です。一般的の勤務時間からいえば、当然土曜日の午前中くらいまでにとくらうのが私ども考えるのですけれども、そこらのことを、もう少し回答する時期について明確にしてもらいたい。これは国鉄さんに代表してほしいといつもなかなか代表できないかもしれませんが、できれば全部の方々からそういう時期を明確にしてもらいたいと、こう思うのです。

それから、もう一つの、有額回答をいつするかという問題につきましては、先ほど野々山先生の御質問にお答えしたと同様でございまして、二十六日の熊谷を現実の問題として見まして、これを何とか收拾するという考え方は私どもが強く持つておる点でございますから、ただいま先生のおっしゃいましたように、その時期を失して有額回答をするということは意味がほとんどないということにもなるうかと存じますので、その時期については、私どももおくれないようやりたいという考えは持っております。ただ、明日中にはどうかという御質問に対しましては、いまここにその断言はできません、こういうことでござります。

○理事(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(佐野芳雄君) 速記を起こして。

○高山恒雄君 私しよううでわからぬのですけれども、この五現業問題について。もし誤っておつたら指摘していただけばけつこうだと思います。

一番最初に、野々山委員が御質問されたように、資金問題に対する毎年の行事として、政府も一般も全く指摘しておられることだらうと思うのです。ところが、直そうというその精神はどこからも出でていらない、私はこう思うわけです。各責任者の方からの回答を聞いてみると、当事者の能力は完全にあるとは言つておられないけれども、責任を持ってやるんだ、こういふうに私は回答しておられると思うのですよ。ところが、今までの発表から見ると、私はその能力はないと断定せざるを得ない点がある。もしこれが当事者能力があるとおっしゃるならば、これは郵政の土生さんのほうから発表があつたのですが、郵政だけでは問題の解決がつかぬとおっしゃる。郵政だけでは出せないとおっしゃる。もし郵政だけで出せないというならば、一体全体の話し合いをされたことがあるかどうか。これは責任を持って話し合います。

上がりはなかつたということを申し上げたわけであります。

それから、もう一つの、有額回答をいつするかという問題につきましては、先ほど野々山先生の御質問にお答えしたと同様でございまして、二十六日の事態を現実の問題として見まして、これを何とか收拾するという考え方方は私どもが強く持つておる点でございますから、ただいま先生のおっしゃいましたように、その時期を失して有額回答をするということは意味がほとんどないということにもなるうかと存じますので、その時期については、私どももおくれないようやりたいという考えは持つておるわけであります。ただ、明日中にはどうかという御質問に対しましては、いまここにその断言はできません、こういふことではござい

○理事(佐野芳雄君) 速記をとめて。

事(佐野芳雄)

（雄君）速記をとめて。

べきだと思ふのです。たとえば電燈等においては四百円も安いと、實質賃金は追っかけ賃金になつておると、そうして従業員の苦しいのもわかつておると、こう同情を寄せておられる。同情を寄せておるだけで、實際に百五十日、半年もかゝつて回答が出ないといふような行き方が正しいのか正しくないかということですね。私はここに問題があると思うのですよ。それで、当事者能力があるとおっしゃるならば、一企業だけでできないのですね。そういう姿勢が私はほしいと思う。というならば、全部の企業が集まつて、今日の物価値上がりから考えてみてこれだけを現在出すべきじゃないか、こういう姿勢が私はほしいと思うのです。皆さんがあるとおっしゃるなれば、財政法並びに会計法の改正をせぬでも實際やれるのかやれぬのか。やれるとおっしゃるならば、私は、先ほど言われたように、これは郵政省だけがおっしゃつておるのであるが、郵政省だけではいかぬと、こうおっしゃる。そんならみんなが話し合いして、その企業企業の財政の内容もありましょう。あるいは、また、賃金の格差もありましょくから、それは別として、物価の値上がりからくる賃上げといふものはどの程度と、はじめてにこれは示すべきだ、そうして労使慣行を確立すべきだという私は熱意があつてしかるべきだと、こう思ふのですよ。それでも皆さんどうですか、みんなに聞くわけにはいかぬでしようが、労働大臣に私はお聞きするのですが、これでもつまり当事者能はる力を持つておるのだと、持つておつてこういふいなか正しくないのか、私はその点のひとつ大臣の意見を聞きたいのです。私はこれじやいかぬと、こういうふうに考えます。半年もかかつて、ただ団体交渉して聞き置く程度、こういう団体交渉のかけて国民に迷惑かける、また年中行事が始まつたのかと、こういう批判を受ける。それは労働者

○國務大臣(小平久雄君) 公共企業体のいわゆる当事者能力の問題につきましては、原則としてはもちろん当事者能力を有すると、まあこういう見解をとつておるのであります。ただし、御承知のとおり、予算の関係から、あるいは公労法の関係、さらには各公社の給与のきめ方に関する法律上の規定、こういう面で各理事者が、いかなる時期においても、また、その類等につきましても、全然フリーにできると、こういうことになつていいことは先生御承知のとおりでござります。そういう意味においては完全なる当事者能力といふわけにはまいらぬと思います。しかし、これはまあ国法上、あるいは予算上そういう規定になつておるのでですから、一面においてそれらを守らなければならぬことも、これまた当然のことだと思います。そこで、そういった若干の制限規制はありまするが、その間についても、政府としては、極力当事者能力を發揮して労使間の交渉に当たり、その関係の正常化に努力をしていただきたい。とりあえずはそういうことでやつてもらうほなかなうということで、御承知のとおり、昨年の一月の次官会議においても、大体以下申すような趣旨の決定をいたした。すなわち、一口に申せば、現行の法制のもとにおいて、あるいは予算制度のもとにおいて、できる限りひとつ各理事者に当事者能力を發揮していくだくようにひとつ努力を願おうと、まあこういうたてまえをつておるわけです。また、しかしながら、根本的に申しますならば、この問題は、いわゆる公共企業体等がいかなる姿にあるべきかという、その企業体の性格そのものにもこれは根ざすわけでありまし

て、また、一面からいえば、少なくともこういう規制、制限があるということは、労働権との関係等から考えてもどうか、まあこういうことも問題になつておることは、これは御承知のとおりでござりますので、基本的には例の公務員制度審議会においてその御検討をいたただこうというので、現に御検討をわざわざしておると、将来の問題についてですね、まあそういう事情に相なつておるわけでございます。

○高山恒雄君 もう一つ、これは大臣は見えな

このうえで、物価の値上がりからくる賃金の安いところはもつと多く上げてやる。こういう姿勢が私は労使慣行をつくる正しいあり方だと思うのです。どうですか、大臣。一般企業がどんどんもうけて上げた場合、政府も上げるつもりですか。それはよろしいと、予算措置もよろしいと、こういうふうな考え方ですか。

いうことは、先に見ることも一つの見通しです。よ。あとから見ることもそうでしょうが、私は、やっぱりそこが問題だと思うのです。したがって、もうこの段階になつて私は多くは質問いたしませんけれども、少なくとも、きょうも大臣おしゃつたように、二千百円ですか、私鉄も出したよおつしやるのだが、そのほか、もつと昨年より五百円ふえるものも出ておりますね。したがつて動きはわかるのですが、そういう事態ならば、大臣がまとめて早くあすにでも出してやるということ

を再検討したい。そういうふうに言っておられるのですけれども、この点はお詰めになるかどうか。この考え方を今日の佐藤内閣も御確認なさか。かどうかということについて聞きたいわけです。それから、第二番目に、そのことにさらに付いたしまして、昨年の春闇の最後の段階におきまして、私と橋本長官との間に、当事者能力問題についてはすみやかに解決のために措置する、いう約束をしておる。これは佐藤内閣の官房でござる。このことは当然あなたも御確認なさるはす。

○高山恒義君　もう一つ、これは大臣は見えないからたのですけれども、こういう八つの企業体のいろいろ異なっておりますけれども、一致しておることはこういうことが一致しておるのです。民間企業の動きを見てきめたいと、こうおっしゃる。しかば、民間が非常に景気がよくなつてゐるのはすぐくもうけた場合、一体民間企業だけ出さんですか、どうです、それ。こういう理に合わない考え方自体に私は問題があると思うのです。民間企業がどんどんもうける、まあ住友が出ました、が、住友まで出すかといつたら出しやせぬでしょう。やっぱり平均の民間を見るんでしよう。これでは、一体民間をねらうなら、ものすごく民間が上がつたときにそれだけ出すかといつたら、それは出さぬでしょう。そうじやなくて、やっぱり賃金そのものについては、それは全体のにらみ合わせというものはあるでしようけれども、現在のような労働者の追つかける賃金になつておる場合、これはもう電電公社の方がはつきり言つておられるが、そのとおりだと思うのです。よく私は団体交渉でこのことをやつておられると思うのです。そこまでやつておられるにもかかわらず、とのつまりは何かというと、民間の動きを見ておられる。そして八つの企業が、一体ことしの労働者の賃金はどのくらいかといわれたつて、これはそうして私たちには能力あるんだと、こうおっしゃつておるわけです。能力のないことを自分たちがいうう労使関係といふものは私はないと思うのです。私は、なるほど郵政省の言われるよう、一

○國務大臣(小平久雄君) まず、民間の賃金との関係でございますが、これは先ほど私が当事者能力について、時期のいかんを問わず、自由にとにかく当事者能力を發揮して賃金をきめるというようなことが法的にも困難な事情にあるということをちよつと申したのですか、その時期的なことを特に私が申し上げましたのは、現在の各公社を規制しております給与のきめ方等は、大体公務員の給与、それから民間の給与、物価その他の状況、大体これらのものを勘案して当該企業体の給与をきめなければならぬと、多少表現が違うかもしませんが、大体そういう規定があるわけございません。したがつて、そういう点から申して、すべてが民間の給与に従うということではございませんでしようが、少なくとも民間の給与の動向といふものは、当該企業の賃金の決定にあたつては考慮しなければならぬ、こういうふうに規定されておるわけであります、そういう点から各企業体の人もおそらく申したのだろうと思います。民間の賃金だけできめるということでは決してなかろうと思います。ですから、民間が上がったからそのとおりそつくり上げるかとおっしゃられましても、必ずしもそうではございません。それは考慮御承知のとおり、ない、かように考えております。

○高山恒雄君 それはだから一つなんでしょう、動きを見るというだけでしよう。動きを見る

がまとめて早くあすにでも出してやるということになりますが、これは希望意見として申しておきます。私はやられるべきだと、こういふうに考えてね。**○野々山一三君** 当事者能力のいろいろな議論を出しましたけれども、結論的にいえはあると言つておきます。もあるけれども、しかし、だしどういうのが必ずついておる。結局はないということになるわけですね、そこで、私は、あなたに念のためにまとめた意味で聞きたいわけですが、おととしの春に池田総理と総評の太田君との間に、この問題について一つは取りきめがなされておる。それは三治さんと私の間でやりとりした結果として、調停機関としていうものが十分にその役割りを果たしていない、ということをまとめておつしやつたわけです。でありますから、残念ながら六十日を過ぎて、あともう四、五日というときに、なおかつ全然この話が進まない、こういう状態になつておる事実から言つても、機能を果たしていないことになることは、もう争いのないことです。まああなたは、私もそうですが、よその人委員を頼んでおいて、おまえたちうまくいくんじゃないかな、ということはなかなか言いにくいのですから、だから、気持ちわかるけれども、とにかくそちらいうことを言っておつたのでは根本問題の解決にはならない。

そこで、お伺いするのですけれども、三十九年の四月十六日に総理と太田君との間に約束した趣つかの中に、調停、仲裁の二つの機関があるが、事実上これが無意味になつておる面があるので、この紛争を機会に再検討したい、つまりその紛争

官 このことは当然あなたも御確認なさるはず。このことについて確認をなさるかどうか。それから、あなたは衆議院の社労委員会でも、ま高山委員の御質問に答へられたと同じように、公務員制度審議会に相談しているので、そっちで成り行きを見て、というふうに一生懸命おつしやったのですが、それで、これはやはり前に池田さんがなされた確認なさったこと、橋本さんと私との間に約束したことから見れば、そっちにだけたよって、停、仲裁の二つの機關があるが、事実上これが意味になつておる面があるので、この紛争を契機に再検討したいということを御確認なさっていただきたい。このことを答弁していただきたい。

○國務大臣（小平久雄君） まず、民間の賃金との関係でございますが、これは先ほど私が当事者能効力について、時期のいかんを問わず、自由にとにかく当事者能力を發揮して賃金をきめるといううなことが法的にも困難な事情にあるということをちょっとと申したのですが、その時期的なことを特に私が申し上げましたのは、現在の各公社を規制しております給与のきめ方等は、大体公務員の給与、それから民間の給与、物価その他の状況、大体これらの中のものを勘案して当該企業体の給与をきめなければならぬと、多少表現が違うかもしれないですが、大体そういう規定があるわけでござります。したがって、そういう点から申して、すべてが民間の給与に従うということではございませんが、少なくとも民間の給与の動向といふものは、当該企業の賃金の決定にあたっては考慮しなければならぬ、こういうふうに規定されておるわけであります、そういう点から各企業体の人もおそらく申したのだろうと思います。民間の賃金だけきめるということでは決してなかろうと思います。ですから、民間が上がったからそのとおりそっくり上げるかとおっしゃられましてのところはもつと多く上げてやる、こういう姿勢が私は労使慣行をつくる正しいあり方だと思うのです。どうですか、大臣。一般企業がどんどんもうすけて上げた場合、政府も上げるつもりですか。それはよろしいと、予算措置もよろしいと、こういう考え方ですか。

いうことは、先に見ることも一つの見通しです。よ。あとから見ることもそうでしょうが、私は、やっぱりそこが問題だと思うのです。したがって、もうこの段階になつて私は多くは質問いたしませんけれども、少なくとも、きょうも大臣おつしゃつたように、二千円ですか、私鉄も出したとおつしやるのだが、そのほか、もとと昨年より五百六十円ふえるものも出しておりますね。したがつて動きはわかるのですが、そういう事態ならば、大臣がまとめて早くあすにでも出してやるということを私はやられるべきだと、こういふうに考えておりますが、これは希望意見として申しておきます。

○野々山一三君 当事者能力のいろいろ議論を出しましだけれども、結論的にいえはあると言つてあるけれども、しかし、ただしいうのが必ずついてくる。結局はないということになるわけですね、そこで、私は、あなたに念のためにまとめて意味で聞きたいわけですが、おととしの春に池田総理と総評の太田君との間に、この問題についておつしやつたわけですね。それは三治さんと私の間でやりとりした結果として、調停機関というものが十分にその役割りを果たしていないといつておつしをまとめておつしやつたわけです。でありますから、残念ながら六十日を過ぎて、あともう四、五日というときに、なつかつ全然この話が進まない、こういう状態になつておる実事から言つても、機能を果たしていないということになります、もう争いのないことです。まああなたは、私もそうですけれども、よその人委員を頼んでおいて、おまえたちうまくいくんじゃないかな、ということはなかなか言いにくいものですから、だから、気持ちわかるけれども、とにかくそちらいうことを言つておつたのでは根本問題の解決にはならない。

を再検討したい。そういうふうに言っておられるのですけれども、この点はお認めになるかどうか。この考え方を今日の佐藤内閣も御確認なさるか。いたしまして、昨年の春闇の最後の段階におきまして、私と橋本長官との間に、当事者能力問題についてはすみやかに解決のために措置する、という約束をしておる。これは佐藤内閣の官房として、官、このことは当然あなたも御確認なさるはずです。このことについて確認をなさるかどうか。それから、あなたは衆議院の社労委員会でも、ま高山委員の御質問に答えられたと同じように、公務員制度審議会に相談しているので、そつちに成り行きを見てといふに一生懸命おつしやるのですけれども、これはやはり前に池田さんがなされたことから見れば、そつちにだけたよって、確認なさったこと、橋本さんと私との間に約束をしたことがあります。そこで私は、これがなぜか停、仲裁の二つの機関があるが、事実上これが意味になっておる面があるので、この紛争を契機に再検討したいということを御確認なさっていただきたい。このことを答弁していただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) いまの野々山先生の指摘は、三十九年の四月における池田・太田会の際は、ただいまの調停、仲裁の制度は、まあとばは違うかもしませんが、十全でないのです。これが改善をはかる、まあこういったことを申合せたのを再確認するかということございまが、ここにございます資料から申しますと、申つが文書でのあれというふうにいまここで見たりますが、その点は、なお私のほうもよく見てみます。実は私も十分そこまで調べてござ

ほど来お話をござりますように、従来まあ調停の段階で問題が解決をしにくかったということは、まあ結局はやはり当事者能力という問題ともからんでまいつておると私は思います。ですから、この当事者能力をどうするかということは先ほど御答弁申し上げたとおりなんぞございまして、この点は池田・太田両氏の会談を受けて、やはり昨年の一月に次官会議で、御承知のような次官会議の決定ということで、現行制度のもとでも極力当事者能力を發揮していただこう、また、根本的なことは公務員制度審議会で御検討いただこうと、こういう決定をしたのでありますから、政府としても、この問題には、審議会の審議の結果ももちろんこれは尊重されなければならぬでありまして、できるだけ当事者能力というものを發揮できやすいような方向において考えていかなきゃならない問題であると、私もさように考えております。

○野々山一三君　あまり時間がないときに繰り返したくないんですけども、太田・池田会談の内容というものは六項目にわたっておるので、あなたのおっしゃるのは第一項目だけで、第五項目目というものがいま読み上げたものなんで、これはいろいろとくどくどおっしゃらずに確認なさっておっこうです。

それから、いまあなたは、去年の次官会議で、現行制度のもとにおいてもできるだけ運用によつて当事者能力が発揮できるようにするということをきめておるということを言われたことも、また、私も、事実あなたもおっしゃったとおり。そこで去年の有難回答というものが生まれたわけですが、その実を生かす趣旨は、今月五日に公労協の代表諸君と官房長官との間に話し合いが行なわれた際に、仲裁裁定で出るような金額が交渉段階、調停段階で出るような意味の当事者能力を与えるべきであると思う、こういうふうに答えた。これは当然太田・池田会談に出発し、去年の段階、そして私と長官との間の話、そして今度の公労協の代表諸君に答弁されたものというものは一連のものだ、そういうふうに私は理解しているの

官の交渉ですけれども、公の機関です。おそらく長官の間で、これは議会ではないので、代表と長官の間では同じだというふうに言われるだろうと思いま
すが、御確認をいただきたい。そうすると、そのことが、つまり現行制度の運用によって事実上解
決するということに身が伴なうということになります。そして、それはまた一連の作業として、あなたが御指摘になるような公務員制度審議
会で法律的な根本的、制度的なものを改善する、
こういうふうに検討をなさるということで、一體的なものになって生きていくのだ。これは大事なことになるような気がどうもするので、あなたの御見解を伺いたい。
○國務大臣(小平久雄君) 先生お示しの、四月五日における官房長官と公労協との会談において、官房長官から、仲裁裁定で出るであろうような額をいわゆる有額回答の際にするのがほんとうだという意味を申し……。
○野々山一三君 回答できるような当事者能力を与えるべきだと思う。

○國務大臣(小平久雄君) いずれにしても、実はその席には私は立ち会つておらなかつたと思うのです。ですから、どの程度の当事者能力を与えるべきだと官房長官がおっしゃられたのか、実は私も官房長官から聞いていませんし、いま初めて伺うので、これをとやかく私が実は申すのもいかがかと思うのですが、しかし、私は、まあかねがね申しておりますように、また、先ほど来申しますように、当事者能力というものにはある程度の制限のあることも事実はあるが、しかし、その間においてもできるだけ当事者能力を發揮して、ほんとうに労使が相互信頼ができるような姿において團交を十分やってもらいたいし、また、團交でできることならばそこまでまた最善の努力をしてほ

しい、こういう気持ちには私は変わりはないのです。そこで、しかばね仲裁裁定で出る程度の額の回答ができるような当事者能力ということになりますと、そういう具体的な額に関係することになってしまいますと、これは考え方かと思ひますが、私それにも、一方において仲裁裁定で出るようなどころまで、結論が出るところまで回答が出るようというところまでは、私は大体この世間の常識的な額というものがあるだろし、また、組合側から見て、やはり当局も相当誠意を示したんだと、こう認めていただけるような額、そういうそれぞれの企業において事情も追いましょうから、その事情に応じ、最大限の努力をしたんだ、そう見ていただけるような額の程度のことはぜひやってほしいと、私はもっぱらそういうふうに申しております。

○野々山一三君　たいへんこう回りくどいことをおっしゃつたけれども、結局常識的な結論が出るような、その回答ができるような能力を与えたとい、こういうことにおっしゃつたんだと了解をしておきたいと思います。それはことばをかえていえば、仲裁に出るようなことなんでありまえから、そういうふうにあなたはきよう御了解をしていただきたとして、ひとつ公務員制度審議会へも十分にあなたの意思を伝えていただいて、善処をしていただきたいこれが一つ。

それから、さて、第二番目は具体的な問題なんあります。いま議論をしたような意味合いを前提と相談をして、そして結論として有額回答を使の第一回、そしてあと二、三日で調停期間が切れるわけですが、こういうことが一つ。それか

会議でも、今週末には有額回答したい、こういうふうに言っておられるようありますから、それは額の問題はあとで議論をいたしますが、まずは当事者能力問題の発展として、あなたが繰り返されましたように、あすあたりは当然有額回答をされるべき時期だ、こう思いますが、伝え聞くような数字でお進めがいただけるかどうか。これは一つの今日的な問題の進展するしないは別として、問題のかぎになるというふうに思いますから、まずはお答えをいただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 結論的にそのものまずはやはり申しますならば、一昨日の関係閣僚の打ち合せ会で、三公社五現業においては二十二日までに有額の回答をすべきである、こういう関係閣僚の見解の統一をはかったわけであります。それが二つで、第二は、どういうふうにするか、どういう程度やるかは、これは各企業体でひとつ検討しなさい、すべきである、こういう二つの見解の統一をはかったわけであります。先ほど来話題になつております企業体の当事者能力ということは、政府としては極力これを尊重していくと、こういうことでござりますから、各企業体でこれは何らかの事情でどうしても二十二日にできないというのであればどうかと思いますが、それはせつかくこういう関僚の見解の統一をしたのですから、有額回答を二十二日にしてくださることを期待いたしております。

○野々山一三君 じゃ、あしたやる、こういうふうに了解してよろしく、ございますね。――そこで、有額回答をめぐる問題で、私が前提として、金額の問題以前の問題として次の問題をお伺いしたいのですが、あなたは、しばしばあなたのものとで調停でまとまるようになつたといふような気持ちを述べていらっしゃる。この点も念押しみたいですけれども、あなたの気持ちに変わりはないですね。

○國務大臣(小平久雄君) 私の気持ちは変わりございません。

○野々山一三君 二十五日には国鉄の調停が切れるわけですからね。そこで、どうしてもひっかかる場合ができる感じがするのは私鉄の問題です。あなたは途中で退席されましたから詰めを申し上げることができなかつたのですが、二千四百円という回答が出た御報告を承りましたけれども、私はもう一べんあなたのこの議論の最終的な気持ちとして、最善の努力を労使がして、自主解決によつて労働者が納得をして事態が回避できるというようにならなければなりません。それで、あなたとしては十分考えていただく、こういうことが勢い公労協のいろいろな調停なり何なりを進める上でのかぎだ、こういうふうに思われる節がある。それは国鉄をはじめとして、各公社の皆さん、特に国鉄などは、公務員、物価、そして運輸産業の私鉄、そうして注目しておった鉄の回答も出たので、もう回答する時期だと思うけれども、関係筋と相談をして回答する、こういうふうに言っておられる筋から見ても、ある意味ではこういうことがいい悪いは別として、この紛争を解決するかぎに思われる。でありますから、いま申し上げたポイントは、ひとつ自主交渉によって労使が労働者を納得させるような努力をして、そして良識的な解決ができるように考えたい、こういう気持ちがおありかどうかということを念のために申し上げておきます。

○國務大臣(小平久雄君) 私鉄の関係につきましても、先ほども申しましたが、私としましては、労使間で極力話を煮詰めまして、円満に解決ができる強烈な希望し、期待いたします。

○野々山一三君 そこで、有難回答はあした出されると、ということを確認していただき、あなたがかつていろいろな機会に述べておられることについて若干復習しながら聞きたいのですけれども、去年三百円か五百円ぐらい出した、それがぎりぎりの回答だなどとは当然考えられない、もつと世間も納得するようななことを述べられたと思います。そこで、あなたお見えにならなかつたので非常に残念ですけれども、たとえば電電公社の場合には、去年想定したつまり物価事情

いし八%上昇している。去年の仲裁裁定は、物価抑制を前提とした仲裁裁定の理由書がある。その理由書に基づいて考慮するならば、実質賃金が二、三%は低下していると思われる。それから、二番目に、民間給与との比較から見ても、千四百円ぐらいは電電公社の職員が低い。しかし、これはまだ春闘相場がきまる以前の条件において低いのだ、こういうわけです。そこで、春闘相場も出つつあるので、それを前提にして有額回答をみやかにしたいと思っている、こういう答弁があつた。で、民間は大さっぱり見てみまして一、二年前の給与の改定ということが、おおむね經營者側の自主回答の中で出ているわけです。そういうことを見てみると、当然理事者側から三百円、五百円なんということはありっこないし、電電の場合だったら、いままで千四百円ということなんだと思いますから、あなたのお出しになる今までの物価及び民間賃金の動向を考慮しながら三百円や五百円ではぎりぎりだと考えない、そういう立場で有額回答をしたいというようにおっしゃっておられたことから見れば、私がいま申し上げたような数字は、せめてこの回答段階で出されるものと私どもは期待していいのか、こういうことを伺いたいと思います。で、これだけじゃ誤解を与えると困りますから、私はちょっとつけ加えておきますが、組合の要求はもちろん八千円以上であることは当然で、さらに、また、公務員との比較でも二千円ぐらいは当然安い、国鉄は何か四千三百円ぐらいの公務員とだけ見ても安い。それから、去年は公労協は六・二五%のアップだけれども、公務員は六・四とか九とかいうことでありますから、そこから見てもうなずける。そこで、歩み寄りが調停段階で行なえないから、どうも調停機能を果たし得ないのだといふ三治さんのお話があつた。調停段階でまとめるということがあなたのお気持ちである、こういうふうにおっしゃっている以上は、当然この今日的予想されるいま申し上げたような数字というのは、あなたがしばしば

述べられているように、比べて見れば歩み寄りの第一段階だと、こう考えられるのは、私はやや常識的な話じゃないかという意味で聞くのです。それから、そういうような誠意が、この春闘でも、今までの過程においては、私は文句はさんざんありますよ、しかし、組合の段階で、政府がそういう姿勢をとられるということによってのみ労使関係で新しい機軸をつくり出すだろうという期待を私は持っている。それがひいてはいわゆる事態収拾に役立つような気がする。こういう三つの理由から常識的ではないかということばを持っているのであります、所見を見たい。

○國務大臣(小平久雄君) 私は、まず第一に、前提として先生に御了解を願つておかなければならないと思うのであります、公共企業体の労使の問題、それについて私が発言をいろいろな機会でいたしておりますことは、かくあつてほしいと申しますか、いわば第三者的な立場で私はいつも申しているのであります、私がそうするこうするという立場ではないことは、これはいまさら申し上げるまでもないことですが、念のために申しているのであるが、そういう前提に立つて、私は、各公社がもちろんこれは自動的に判断をなさって、で生きるだけこの賃金交渉においてもベストを尽くしたのだと、こう世間からも理解をいただけるような回答を出してもらうことが、それが労使関係の正常化をたどり一步でも二歩でも、実際問題としてなかなか一回でそう満点にはいかぬであります。しかし、一步でも二歩でも、この際、そういう方向にいわゆる姿勢を向ける、こういうところに私は意義があるんじやないかと思います。ですから、そういう意味でできるだけのくふうをしていただきいて、お互いの信頼感というものをできるだけ回復の方向に持っていく、こういう意味からひとつぜひ努力していただきたい、また、そういう立場で回答もしていただきたい、こういうことを私はあらゆる機会に申しておるわけでございます。

な気がするのですけれども、一ところだけ穴があく。それはできるだけ世間を納得させるような状態にいけるようなことになりたいが、しかし、なかなかそうもいかないので、そういう姿勢を見せると、こういうことで逃げてる。これはやっぱりもう一べんこじれますよ、そんなことじゃ。姿勢ということは、とりもなおさず、ぼく流に翻訳すれば、去年まあ最初に五百円出した、あとで百五十円足したり、電電のことは、最初に出したより五十円減ってしまった。そこで、これはまずいからあとで百円から二百円出す、これも姿勢の一歩でも二歩でもということになるが、そういう考え方は根本的にまずいでしよう。私流に翻訳し直すといかにもまずいことだというふうにあなたもお気づきになる。この点はそういう意味じゃなくて、もう先ほどあなたも何べんも繰り返されたよう、世間相場も出つたある、それで、そういう観点から世間を納得させるような有額回答を出してくれるよう各公社に期待している、こういうストレートなことばに置きかえてもらいたい。

○國務大臣(小平久雄君) そういうことでけっこうであります。私はそう考えております。

○野々山一三君 それじゃ念のためにもう一回繰り返しておきますが、あした出すとおっしゃる回答は、民間の給与も出ておることがあるので、それらを十分考慮して有額回答をしてくれる、こういうふうに期待している、私どもも期待する、こういう程度にこのくだりはしばっておきたいと思います。

〔理事佐野芳雄君退席、委員長着席〕

それから、これはなかなか理屈上は問題があると思いますけれども、あなたの気持ちだけを聞いておきたいのです。調停はおそらくもう二日か三日しかないわけで、あなたがあしめた有額回答をすとを言うまでは、関係方面と相談してすみやかにあしたやるかと言つたら、そんなことはわかりますから、おそらく公社の諸君は言うでしょう。公社の諸君は、あなたがお見えになつてそういうことを言うまでは、関係方面と相談してすみやかに

せんと、こう言つてゐるので、結局はそこから見
て、政府がやはり事をきめることが非常に
この問題の進展のかぎになつてゐるということがあ
る。また、そういう関係だと思います。そこがま
あ当事者能力のネットになつておるということば
に置きかえることもできると思います。それで、
私は、乍々あることですけれども、この事態は、
やはり調停委員会のほうがどうも機能を果たして
いない。池田さんからちゃんとお墨つきをいただ
いてしまつたほど機能を果たしてないわけですか
ら、あなたのほうでやはりこの数日中に公労協の
諸君を納得させるような話し合いをされるとい
うことが、私は、新しい意味においていい姿をもたら
す事情じやないかと思います。それで、まあ四角
四面な言い方をすれば、いや、定期会談もあるじや
ないかなんという話もなさるかもしませんけれ
ども、そんなことではこれはなかなかうまくいか
ないですね。公労協の代表と政府側を代表するあ
なたとよく話し合うといふ機会をすみやかにお持
ちになる気持ちはないかということ、私はそういう
う話し合う機会を持たれることができが、それが
あるかぎになるという意味で考えておりますけれ
ども、おすすめをいたしたいのですが、いかがで
しょうか。

それから、第二点は、公労協の代表と私ども会ってこの問題の解決をはかつたらどうかといふ趣旨かと思いますが、実はこの点は、私は、やはりいま御承知のとおり、各組合から中労委に問題が持ち込まれて、中労委がせっかくいわば俗にいえば、まあ仲立ち役のようことで調停に当たつておる際でござりますから、そのほうでいくのがやはり木筋じゃないかと思います。ですから、いまこの席で、私が公労協の諸君と会つてこの問題の解決のことで話し合うというのは、どうもちょっといかがかと、私はまあそういう感じを受けます。ですから、いまのところは、別段この春闘の問題、賃金の問題でいま会つて話し合うと、こういう気持ちは、私は遺憾ながらございません。

○野々山一三君 真正面からいけばそういうことをおっしゃるのはわかる。しかし、やはり何回も繰り返しているから、私の言おうとしている氣持ちはあなたもおわかりだろうから、真正面から断るという言い方でなくて、そういうことも事態解決の役に立つならば考え方ないと、こういうう縮めくくりにしておいてもらいたい。真正面の話は真正面の話として私も認めます。

○國務大臣(小平久雄君) 先生のお気持ちはよく私もわかるのです。わかるのですが、こういう正式の場で私がそういうことを申し上げるわけにはいきませんあれですから、私はこの問題で会うといふ考えはいまないと、こう申し上げる以外にないのです。

○野々山一三君 まあこの問題は、あなたも突つぱねたばかりじやいかぬので、私は希望しておこう。これも解決の端緒になるならば、ひとつ知恵を働かしてもらいたいと希望を申し上げておしまします。大臣、あなたに対する質問はこれで終わりますけれども、ちょっとあなたに聞いてもらいたいことがあるので、もうしばらく。さればならぬ人がいるというような事情にあること

をおそらくあなたも御存じないのじゃないか、というふうに思います。たとえばここに出ている数字を見てみますと、勤続年数で十五年くらいとめていて、自動車の運転手、それでいて給料が二万円そこそこ。そうして実際に生活扶助を受けているのです。で、これは一般的新聞でもひどく出ていまして、地方議会で問題になっている。新しく今度十九人保護申請——この新聞をごらんいただきたい。このようなことが一休国が雇っている労務者にあるなんて、おそらく皆さんこれは御承知ないと思う。この問題はそれこそ大きな政治問題だと思うのです。一体、林野庁の責任者の方はどういうふうにこういうのを考えていらっしゃるのか、あるのかないのか。あなたはないともおっしゃるかもしれません、こういう事情について承知しているかどうか。承知しているとすれば、一体どうしようと思つてゐるのか、この点についてそれこそ責任のある回答をしてもらいたい。そして、もし大臣御存じなかつたらこれはたいへんあれですけれども、こんなことは許されないことですよ。これはひとつ大臣も責任を持つてこういうことを解決するようにしてもらいたいと思います。しかも、これはもう時間がないからさつと申し上げますけれども、今度例の生活保護の基準が上がつたでしよう、一三%ぐら。ボーダーラインの諸君がずっとたくさんいる。そして今度上がつたためによけいまた適用対象者がふえる、こうしたことになつてゐる。だから、悪いことばで言えば、山へ行って木を切つたりなんかするよりも、家で家族とじつとしておつたほうがあらう錢が多い、こういう仕組みというものが一体許されるだろかといふことなんですね。そのことを含めてひとつお伺いしたい。

しかも、これは国有林は深山で、深いところがあるわけでありますから、そういう民間の深い奥山のほうの賃金を詳細に調べまして、それとの均衡を考慮ながら決定をいたしているわけなのです。現在のこと、民間に決して劣っている賃金を払つてゐるとは考えておりません。ただ、そういうふうなきめ方をいたしておりますと、職種によつてはいろいろの比較的高いものもございますし、また、伐木の関係では、定員内に比べても、年齢関係で見ますと高い方もおられるわけでござります。いま御指摘の生活保護基準よりも低いといふお話を、そういう問題が一つの営林局でいろいろ問題になつてゐることを聞いておりますが、私が聞いておりますのは、一つ苗畑等の、そういう女子の方々で非常に家族が多いというような場合に生活保護を受けている方があるということを事例として聞いておりますけれども、生活保護のほうは、これは家族人員によつて計算されるわけでございまして、非常に家族の多い方が、その家族数に応じて受けられる場合には、例外的にそういうようなケースがあるといふふうに思つておりますけれども、そのほかの場合につきましては、われわれのほうは年末手当その他いろいろな手当を出しておりますので、そういう計算もいろいろやつていただいた上での資料かどうか、その辺は私のほうはその資料を入手いたしておりますのでわかりませんけれども、例外的な場合以外はそういうことはないと私どもは考えております。なお検討してみたいと思います。

○野々山一三君 あなたたはそういうふうに言つてみると、これはよけい問題になりますよ。私は全部名前から家族構成から持てる。例外というのには、五人の家族の人が一番多い。二人、三人も多い。これはひとつほんとうに本気になつて調べて処置を講じなさいよ。この新聞をごらんなさい。これは木曽谷ですよ、山奥じゃないですよ。木曾谷なんていえば日本じゅうのまん中ですよ。「谷」と書いてあるが、山じゃない。申し上げましょか。二十四日勤務で、二十四日と言えれば、普通の

人間だって二十四日ですよ。それで、しかも、この人の例は五人家族だ、それで生活保護基準よりも下回っている。それから、家族二人、三人という人はどうかというと、この基準が上がる以前の基準に照らしてみて幾らぐらい違うかというと、全部二百円ぐらいい生活保護よりも高いということだけです。今度基準が一三多になりましたから、当然この人たちほどほんといくつまり生活保護のほうが得だと、こういう仕組みになる。しかも、次の例は木曾谷の常用、しかも、十年から十五年つとめている。女人の人じゃないですよ。それが一割が該当者だ。山で木を切つてる諸君の一割が生活保護を受けたほうが得だという、こういう実情はひとつ正確に調べて、すみやかに処置すべきですよ。君から聞きたいのは、今度の改定の際に、こんな恥ずかしいことは、ちょうどぼくみたいに、人相のよくないのがみけんにけがをしたようなもので、國の恥ですよ。今度の改定こそいい時期だから、そこでそんなことのないようにするということをここで言明なさい。それでなかつたら、いまから何時間でも、具体的な事例があるから、一人、一人引っぱり出してやるよ。大臣からそういうことに対する改善策に対する気持ちを聞きたい。

○國務大臣(小平久雄君) 私もいま初めて伺つた

わけでありまして、從来そういうことであつたかどうか、その事実を知らなかつたわけであります。労働省としてよく実情をひとつ調べさせてみたいと思います。

○野々山一三君 もう少しこれはつけ加えておき

ますが、いま新聞記事は單なるいなか新聞ではない。朝日新聞それから中部日本新聞、これが公

務員が生活保護基準より低い賃金、そのひとさに驚くと、そういうのありますから、林野庁の人

のおつしやつたような、森さんのおつしやつたよ

うな、その近所の賃金を調べてみてそれと見合

ういうような仕組みのものでは絶対ないといふこ

とをこれから幾らでも明白にしますよ。あなたは

どういうようにお考へになるのか、さつきばくが

人間だって二十四日ですよ。それで、しかも、この人の例は五人家族だ、それで生活保護基準よりも下回っている。それから、家族二人、三人とい

う人はどうかというと、この基準が上がる以前の

基準に照らしてみて幾らぐらい違うかというと、

全部二百円ぐらいい生活保護よりも高いと

いうだけです。今度基準が一三多になりましたから、當然この人たちほどほんといくつまり生活保護の

ほうが得だと、こういう仕組みになる。しかも、

次の例は木曾谷の常用、しかも、十年から十五年

つとめている。女人の人じゃないですよ。それが一

割が該当者だ。山で木を切つてる諸君の一割が生

活保護を受けたほうが得だという、こういう実情

はひとつ正確に調べて、すみやかに処置すべきですよ。君から聞きたいのは、今度の改定の際に、こんな恥ずかしいことは、ちょうどぼくみたいに、人相のよくないのがみけんにけがをしたようなもので、國の恥ですよ。今度の改定こそいい時期だから、そこでそんなことのないようにするということをここで言明なさい。それでなかつたら、いまから何時間でも、具体的な事例があるから、一人、一人引っぱり出してやるよ。大臣からそういうことに対する改善策に対する気持ちを聞きたい。

○國務大臣(小平久雄君) 私もいま初めて伺つた

わけでありまして、從来そういうことであつたか

どうか、その事実を知らなかつたわけであります。労働省としてよく実情をひとつ調べさせてみたいと思います。

○野々山一三君 もう少しこれはつけ加えておき

ますが、いま新聞記事は單なるいなか新聞ではない。朝日新聞それから中部日本新聞、これが公

務員が生活保護基準より低い賃金、そのひとさに驚くと、そういうのありますから、林野庁の人

のおつしやつたような、森さんのおつしやつたよ

うな、その近所の賃金を調べてみてそれと見合

ういうような仕組みのものでは絶対ないといふこ

とをこれから幾らでも明白にしますよ。あなたは

どういうようにお考へになるのか、さつきばくが

た知らなかつたということはたいへんにもう怠慢

○紅露みつ君 私のほうも関連で、林野庁、あな

た知らなかつたということはたいへんにもう怠慢

○野々山一三君 調べて善処するといふのですね。

○説明員(森博君) 私は現在そういうことを詳細に承知いたしておりますので、十分ひとつ調査

させていただきまして、善処いたしたいと、こう考へております。

○野々山一三君 改定の際にちゃんと直しますね。

○説明員(森博君) いろいろこれは配分その他

問題もあると思うわけでござります。例外、こ

れは……。

○野々山一三君 全体の一割になるんだ、それを

例外なんということは……。

○説明員(森博君) その点は私もよく存じません

ので、そういう実態にあるということは、新聞に

そういうふうに出ておりますけれども、よく存じ

ておりませんので、詳細にこれはひとつ検討さし

ていただいて、実情を究明させていただいた上

で、その上で善処いたしたいと思います。

○野々山一三君 直すのか、善処すると言つたの

ですが……。

○森勝治君 関連で質問をしますけれども、先ほ

ど、例外ならば、暗にその実在を認めたかのこと

き答弁をしましたが、かりそめにも、官業労働者

の中につつて生活の扶助を受けなければ、法の保

護を受けなければ働くことができない、生活をさ

さえることができないということは、かりそめに

も、例外であつても認めることは断じて許すこと

はできません。したがつて、この点は野々山さん

が言われたように、もう大至急実態を調査し、給

与を改定し、少なくとも官業労働者が生活の扶助

を受けなければやつていけない、そういうばかな

ことは許されるはずはありませんから、したがつ

て、あなたもおそらく善処されるかと思います

が、私のほうからも重ねて善処方をひとつあなた

に要求をいたします。

○紅露みつ君 私のほうも関連で、林野庁、あな

た知らなかつたということはたいへんにもう怠慢

○野々山一三君 最後に要望しておきたいと思ひます

が、実はきょう午後に中労委の事務局長がおいで

になれば不当労働行為その他のことについていろ

いろお伺いしたいと思つたのですが、おいでにな

らないわけです。

そこで、いまの問題とは違いますけれども、小

野田セメントに指名解雇がありまして、三人ばかり

自殺者が出ておるわけです。それから、もう一

つ、これはサンデー毎日でありますけれども、こ

のサンデー毎日で、あまりに指名解雇がきびしい

だと思うのですよ。私は、ついにこの問題が出た

なという気がしたのです。とかく野党の方は大き

な労働組合の問題だけを取り上げているので、よ

うございます。いろいろお忙しいでしょけれど

もや出ないのであろうと思ったことがついに出了た。

たいへん頼もしいと思うのです。こういう問題を

確かに大新聞の記事があつてみんな知つてゐるん

です。ですから、ここではさつそくこれは善処

しますとお答えになるべきだと思います。与党の立場

においても、私も強く要望する。そこでお答えに

なつてくださいませ。

○委員長(阿部竹松君) 委員長から申し上げます

が、森職員部長は説明員ですから、責任を持つて

その林野庁の立場をここで明確に答弁できなかろ

うと思います。しかし、委員各位の御発言も十分

了承されたたと思いますので、直ちに長官と相談な

さつて、きょうは長官をお呼びしたのですが、内閣

委員会に出席のため欠席されたのです。次回の委

員会に長官の出席を求めるから、そのときまで

長官と御相談なすつて、いかなる処置をとつたか

ということを御報告いただきたい、このことを委

員長からお願いしておきます。

なお、労政局長にお願いしますが、これは全然

労政局としても関係ないことだとは思われません

ので、やはり十分調べていただきて、助言をして

いただきたいということを委員長からお願い申し

上げます。

○山崎昇君 最後に要望しておきたいと思ひます

が、実はきょう午後に中労委の事務局長がおいで

になれば不当労働行為その他のことについていろ

いろお伺いしたいと思つたのですが、おいでにな

らないわけです。

そこで、いまの問題とは違いますけれども、小

野田セメントに指名解雇がありまして、三人ばかり

自殺者が出ておるわけです。それから、もう一

つ、これはサンデー毎日でありますけれども、こ

のサンデー毎日で、あまりに指名解雇がきびしい

だと思うのですよ。私は、ついにこの問題が出た

なという気がしたのです。とかく野党の方は大き

な労働組合の問題だけを取り上げているので、よ

うございます。いろいろお忙しいでしょけれど

もや出ないのであろうと思ったことがついに出了た。

たいへん頼もしいと思うのです。こういう問題を

確かに大新聞の記事があつてみんな知つてゐるん

です。ですから、ここではさつそくこれは善処

しますとお答えになるべきだと思います。与党の立場

においても、私も強く要望する。そこでお答えに

なつてくださいませ。

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

ほかに発言もなければ、本件はこの程度にとど

めであります。

次回の委員会は、四月二十七日午後一時より開

会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。

ただいまの山崎委員の委員会運営についての発

言は、次回委員会までに委員長・理事間において

十分打ち合わせ、報告いたすことにして決定いたし

ます。

第七十条中「費用について、次の各号に掲げる額」を「費用の百分の四十」に改め、同条各号を削る。

第七十二条第二項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第七十九条」に改め、同条第二項中「地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)」を「地方自治法」に改める。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

2 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯について)に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、

4 なお従前の例による。

この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ことに、それぞれ当該各号に定める日(以下「基準日」という)以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお従前の例による。

一 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたことにより昭和四十年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの

昭和四十一年四月一日

二 昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの 昭和四十二年一月一日

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

5 厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおおむね同数となるよう計画を定め、これに基づいて同項第二号の勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に要度が高いと認められる市町村が優先されるよう配慮するものとする。

6 前項の計画を定めるに当たつては、市町村に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高く認められる市町村が優先されるよう配慮するものとする。

7 第四项第一号及び第一号に掲げる市町村は、

それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとすることができる。

8 地方自治法第二百三十二条の三第三項の規定は、昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていらないもの(同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。)についても、適用する。